



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

下請法 は トリテキ 取適法 へ

— 改正のポイント —

令和8年1月1日 スタート！



【本日の説明内容】

1. 改正の背景・趣旨
2. 取適法の適用対象
3. 委託事業者の義務
4. 委託事業者の禁止行為
5. 事件処理・相談窓口等



1. 改正の背景・趣旨

下請法改正に向けた検討の経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

このため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行う。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（抜粋）

（令和6年11月閣議決定）

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。

「企業取引研究会」（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）

（令和6年7月～12月）

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討（公正取引委員会・中小企業庁の共催）
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
- 計6回の会合を開催し、令和6年12月25日に研究会報告書を取りまとめ公表

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

規制の見直し

- ① **運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）**
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加
- ② **従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）**
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設
- ③ **手形払等の禁止 → 支払遅延に該当**
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止
- ④ **協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）**
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止
- ⑤ **面的執行の強化**
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

<p>下請代金支払遅延等防止法</p> <p>通称：下請法</p>	<p>▶ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</p> <p>略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法</p>
<p>親事業者</p>	<p>▶ 委託事業者</p>
<p>下請事業者</p>	<p>▶ 中小受託事業者</p>
<p>下請代金</p>	<p>▶ 製造委託等代金</p>

取適法（改正下請法）の概要

法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託事業者	資本金 3 億超	→	中小受託事業者	資本金 3 億以下 (個人含む)
	資本金 1 千万超 3 億以下			資本金 1 千万以下 (個人含む)
	常時使用する従業員 300 人超			常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託事業者	資本金 5 千万超	→	中小受託事業者	資本金 5 千万以下 (個人含む)
	資本金 1 千万超 5 千万以下			資本金 1 千万以下 (個人含む)
	常時使用する従業員 100 人超			常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

義務

発注内容を明示する義務 (発注書の交付)

取引に関する書類等を作成・保存する義務 (2年)

支払期日 (受領後60日以内) を定める義務

遅延利息 (14.6%) の支払義務

禁止行為

受領拒否

支払遅延 (手形払等の禁止)

減額

返品

買ったたき

購入・利用強制

報復措置

有償支給原材料等の対価の早期決済

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益提供要請

不当な給付内容の変更・やり直し

協議に応じない一方的な代金決定

※赤色は改正内容

取適法施行に向けた準備状況について

改正対象法令（主要なもの）

政令

- 下請代金支払遅延等防止法施行令【施行令】 10/1 公布・公表

規則（省令）

10/1 公布・公表

- 下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則【明示規則】
- 下請代金支払遅延等防止法第四条の二の規定による遅延利息の率を定める規則【遅延利息規則】
- 下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則【作成・保存規則】

訓令・通達等

10/1 公布・公表

- 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準【運用基準】

主な改正内容

◆ 題名・用語の改正等	政令	規則	運用基準
◆ 書面交付規定の見直し	政令	規則	運用基準
◆ 一方的な代金決定の禁止			運用基準
◆ 手形等の禁止			運用基準
◆ 特定運送委託の追加			運用基準
◆ 従業員基準の追加			運用基準

※その他、企業取引研究会で示された課題（振込手数料の負担の課題等）にも対応



2. 取適法の適用対象

適用対象

①取引の内容 (P 9～) + ②規模要件 (P20～) = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託事業者	資本金 3 億超	→	中小受託事業者	資本金 3 億以下 (個人含む)
	資本金 1 千万超 3 億以下			資本金 1 千万以下 (個人含む)
	常時使用する従業員300人超			常時使用する従業員300人以下 (個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託事業者	資本金 5 千万超	→	中小受託事業者	資本金 5 千万以下 (個人含む)
	資本金 1 千万超 5 千万以下			資本金 1 千万以下 (個人含む)
	常時使用する従業員100人超			常時使用する従業員100人以下 (個人含む)

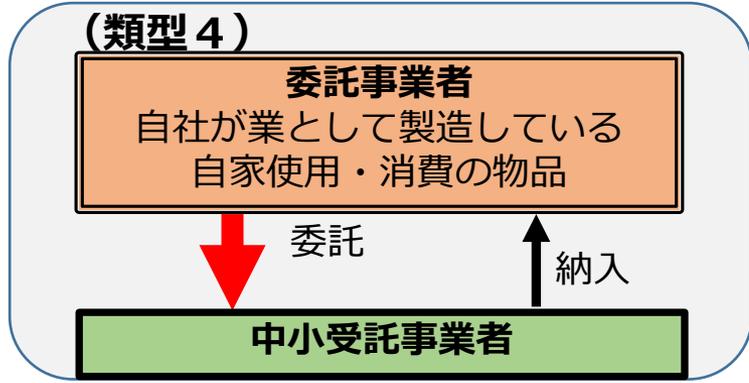
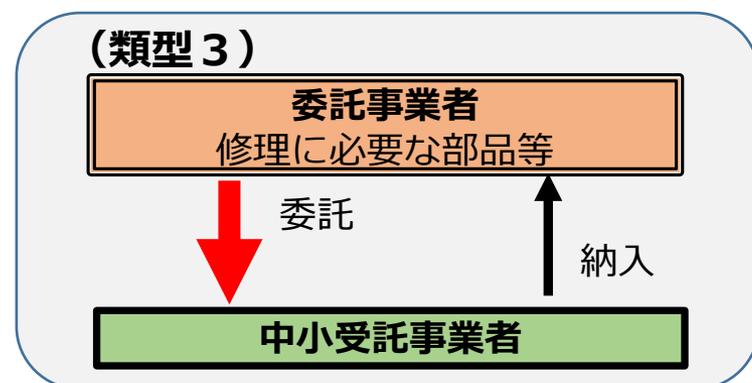
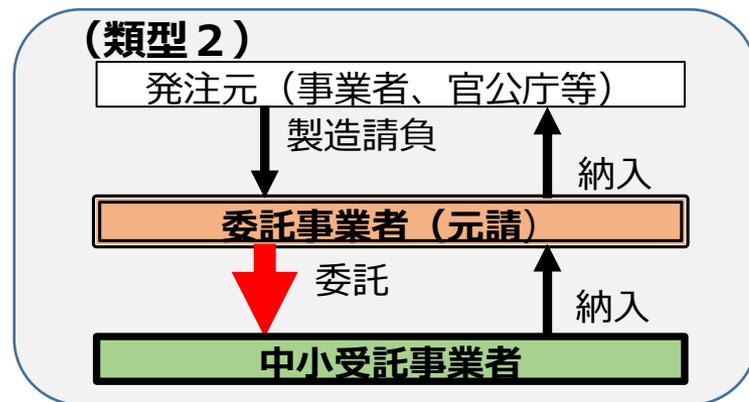
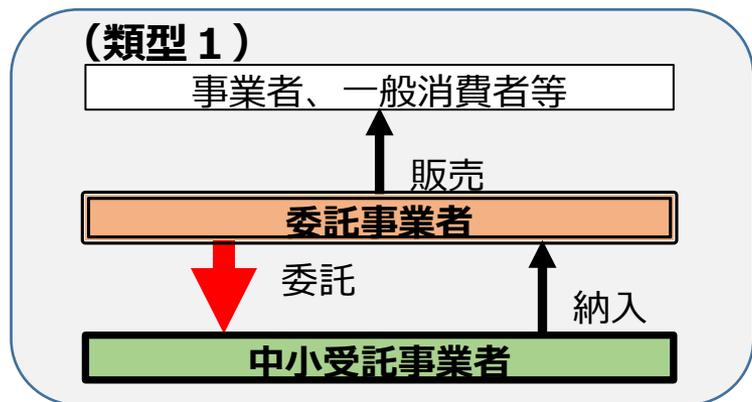
※赤色は改正内容

製造委託

【第2条第1項】 ※以下条項番号は取適法に基づく。

- 物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、**他の事業者**に物品の製造や加工などを委託することをいう。
- **ここでいう「物品」は対象の明確化の観点から「有体物」をいう。**例えば、建売事業者が建物を構成する資材・部材の製造を委託する取引などが挙げられる。

取適法の適用を受ける製造委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となります。



※  が取適法の対象となる取引

木型等の対象への追加【改正】

- 現行の下請法の製造委託においては、物品等の製造のほか、物品等の製造に用いられる金型の製造については適用対象。
- 改正により、**専ら物品等の製造に用いる木型、工作物保持具（治具）等の製造を製造委託の適用対象に追加。**

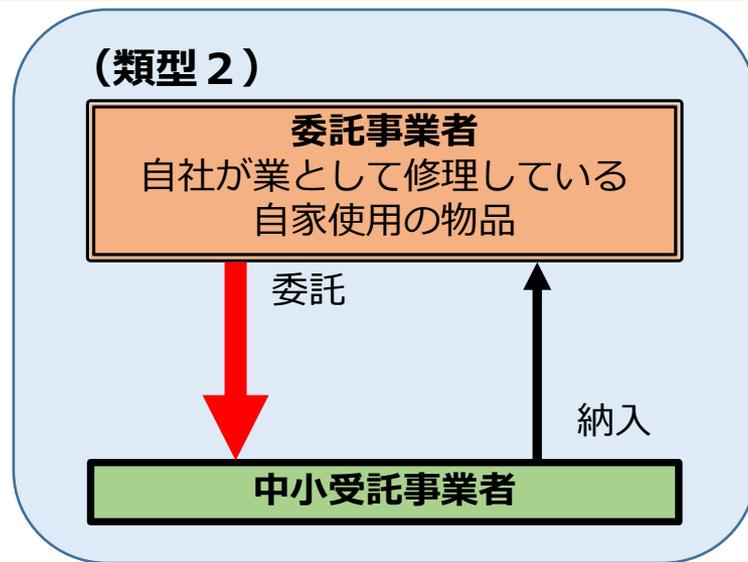
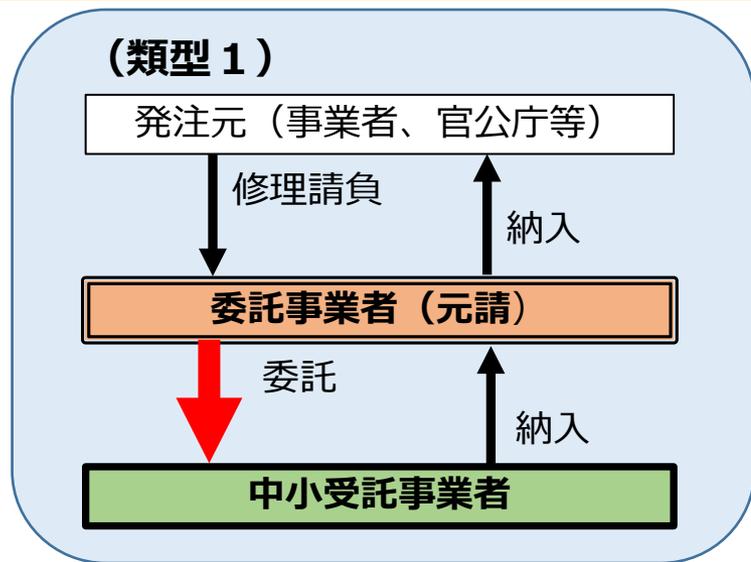
用語	運用基準における解釈・具体例
専らこれらの製造に用いる型	目的物たる物品等の外形をかたどった物品であって、これらの製造専用のもの
その他の物品の成形用の型	例えば、樹脂製の型など
工作物保持具	いわゆる治具
専らこれらの製造に用いる特殊な工具	汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用のもの

参照条文

「製造委託」とは、「事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは**専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具**又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託すること」をいう（第2条第1項）。

- 物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、**その修理の一部を他の事業者へ委託すること**をいう。

取適法の適用を受ける修理委託は、以下2つのタイプ（**類型1**及び**類型2**）となる。



※ **→** が取適法の対象となる取引

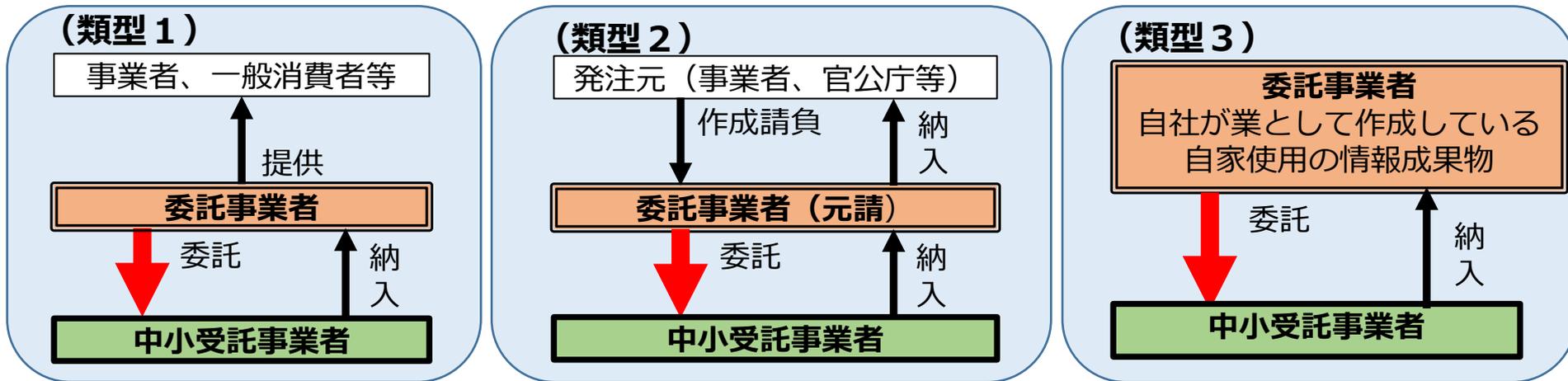
修理委託のポイント

- ※ 修理とは、**元来の機能を失った物品に一定の工作を加えて元来の機能を回復させること**をいう。
- ※ 発注元への**出張修理**は、物品を納入するという行為が発生しないが、**修理に該当する**。

情報成果物作成委託 【第2条第3項】

- ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの**情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者**にその作成作業を委託することをいう。

取適法の適用を受ける情報成果物の作成委託は、以下3つのタイプ（**類型1～類型3**）となる。



※ **→** が取適法の対象となる取引

情報成果物とは

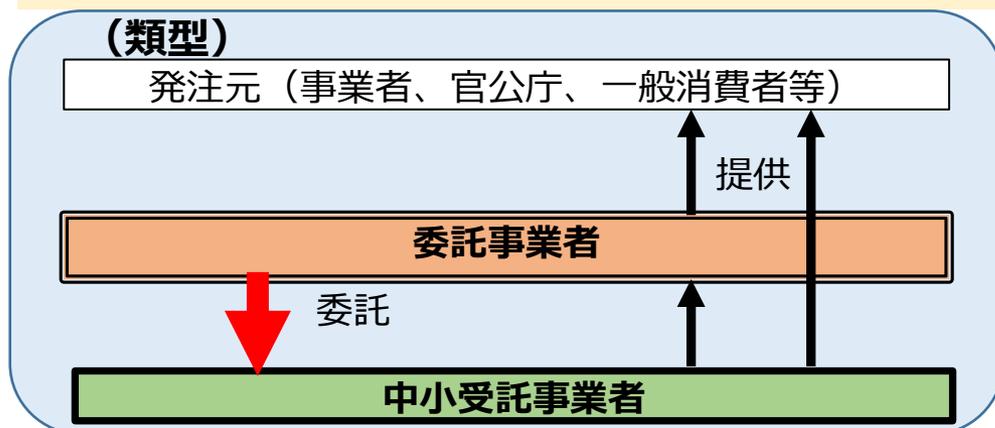
- プログラム（例：TVゲームソフト、会計ソフトなど）
- 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの（例：アニメーションなど）
- 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（例：設計図、ポスターのデザインなど）

また、情報成果物には、物品等の附属品（例：家電製品の取扱説明書の内容）、内蔵部品（例：家電製品の制御プログラム）、物品の設計・デザインに係わる作成物全般（例：ペットボトルの形のデザイン、半導体の設計図）も含まれる。

役務提供委託 【第2条第4項】

- ・ 他者に対して運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）を提供する事業者が、**提供する役務の全部又は一部を他の事業者**に委託することをいう。
- ・ ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は取適法の対象とはならない。

取適法の適用を受ける役務提供委託は、以下のタイプ（類型）のみとなる。



※ **→** が取適法の対象となる取引

役務提供委託のポイント

※ 建設工事は取適法の適用対象外

- ・ 取適法では、**建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象とならない。**
- ・ これは、建設工事の下請負については、建設業法において取適法と類似の規定が置かれており、請負契約の適正化等が別途図られているため。

※ 自ら利用する役務（自家利用役務）は取適法の適用対象外

- ・ 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が**他者に提供する役務**のことであり、**委託事業者が自ら利用する役務は含まれない。**
- ・ 自家利用役務の例としては、自社工場の清掃業務を清掃業者へ委託する場合、社内研修を外部講師へ委託する場合などが挙げられ、これらの委託は適用対象外となる。

※ 運送事業者間の運送委託は引き続き役務提供委託の適用対象

改正理由

- **発荷主から運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正法

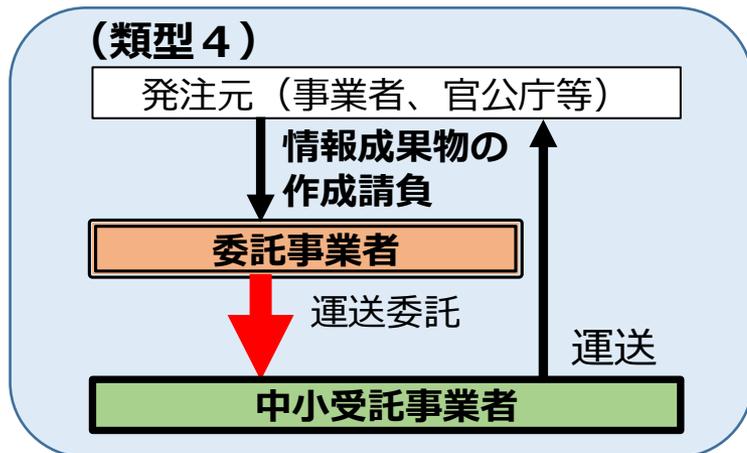
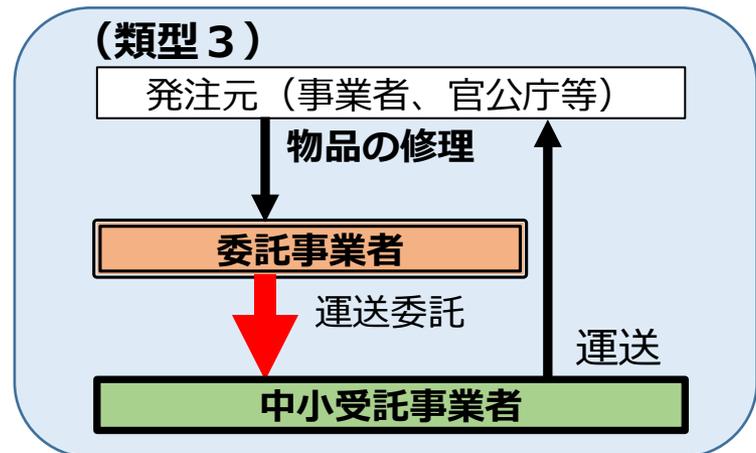
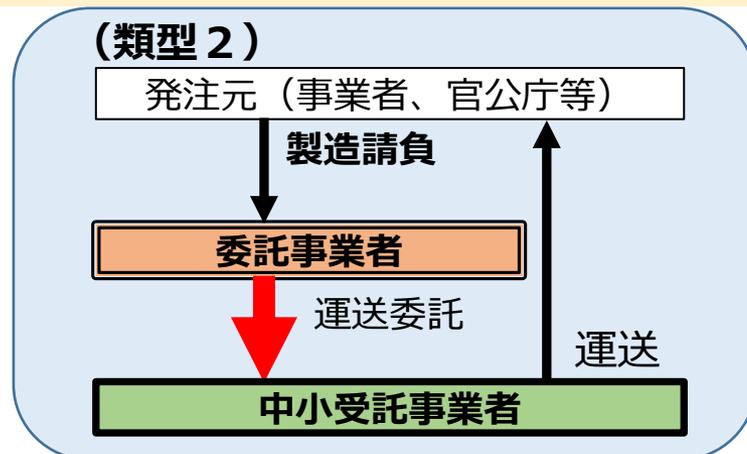
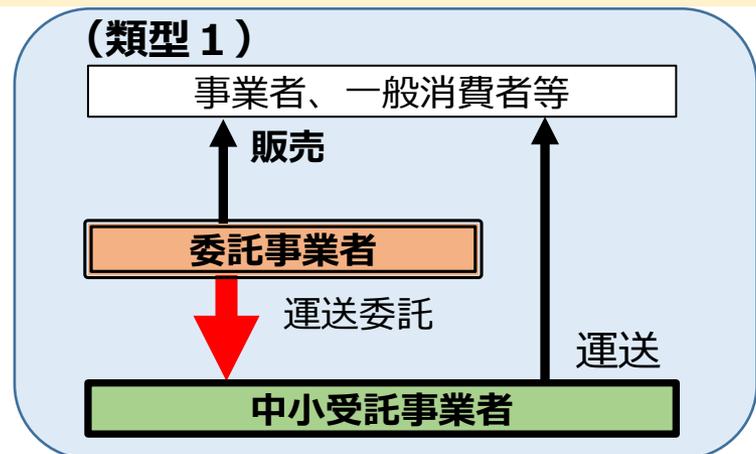
現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



特定運送委託②

- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その「取引の相手方」に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となる。



※  が取適法の対象となる取引

「運送の行為の一部」

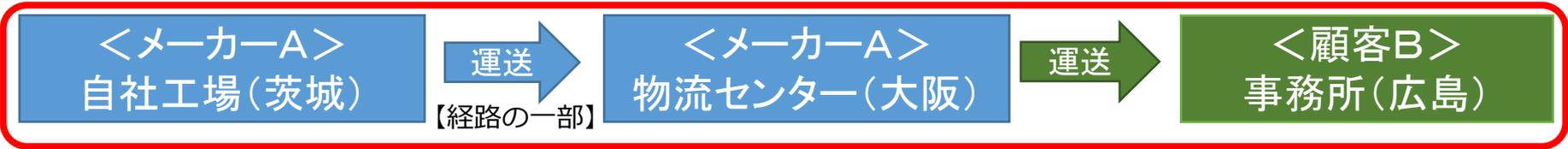
- 「運送の行為の一部を他の事業者に委託すること」とは、「取引の相手方」に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託することをいう。

同一法人の拠点間運送

- 同一法人の拠点間の運送が、当該拠点間の販売等に基づいて行われていたとしても、その販売等は、通常、「取引の相手方」に対する運送とはいえず特定運送委託には該当しない。
(例：商品の運送が、社内の倉庫への移動である場合)

同一法人の拠点間運送の例外

- 「取引の相手方」に対する運送であって、自社の拠点を「取引の相手方」に対する運送の「経路の一部」として利用する場合には、その拠点間の運送委託も特定運送委託に該当する。



経路全体が特定運送委託に該当

【具体例】

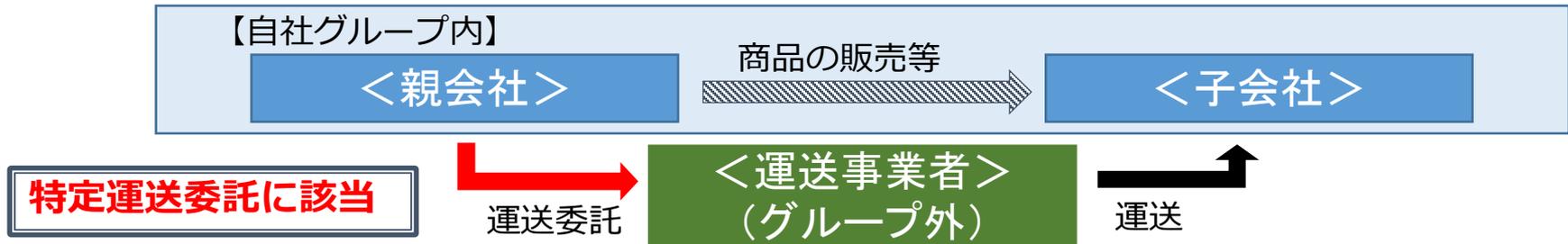
- ✓ メーカーAが、顧客Bに納品するために仕分けられた商品を、茨城県にある自社工場から、広島県にある顧客Bの事務所まで運送する。
- ✓ その際、大阪府にあるメーカーAの物流センターを中継地点として利用する。
- ✓ 自社工場から物流センターまでの運送は、顧客Bの事務所までの運送の「経路の一部」であり、経路全体が特定運送委託に該当する。

グループ会社における運送

類型 1

- 特定運送委託における「取引の相手方」には、**運送の発注事業者と親子会社や兄弟会社の関係にある法人も含まれる。**

【具体例】

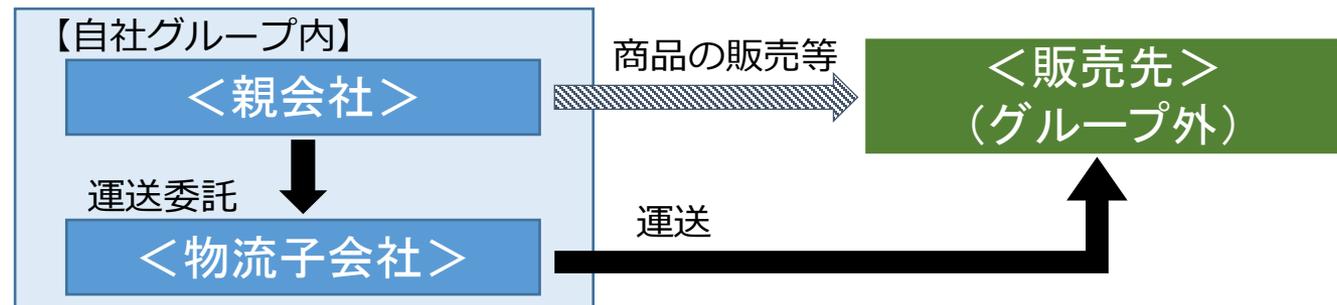


類型 2

- グループ内の物流子会社に運送を委託した場合、**それが実質的に同一会社内での取引（※）とみられる場合は、本法の適用が除外されるものではないが、従前から運用上問題としていない。**

【具体例】

実質的に同一会社内の取引とみられる場合は、運用上、問題としていない

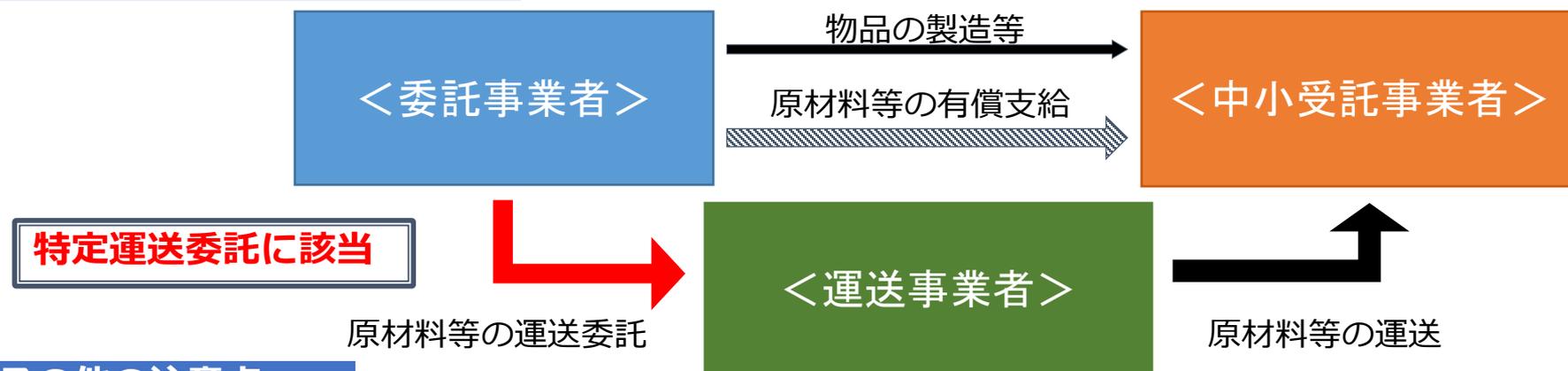


※親会社と当該親会社が総株主の議決権の50%超を所有する子会社との取引や、同一の親会社がいずれも総株主の議決権の50%超を所有している子会社間の取引など。

その他のポイント

- 特定運送委託において、物品の製造等の委託事業者が中小受託事業者に対して自己に対する給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を委託事業者から購入させる場合、委託事業者が当該原材料等（有償支給原材料等）を中小受託事業者に対する運送を他の事業者に委託することは、特定運送委託に該当する。
- なお、物品の製造等の発注事業者が無償で提供する支給品を受注事業者に対して運送する場合、通常、特定運送委託における「取引の相手方」に対する運送に当たらず、特定運送委託に該当しない。

有償支給原材料等の運送委託



その他の注意点

● 運送以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)

運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、**不当な経済上の利益の提供要請に該当する。**

● 倉庫保管

特定運送委託における運送とは、「取引の相手方」（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に物品を移動することをいい、**倉庫保管は含まれない。**

適用対象

①取引の内容 (P 9～) + ②規模要件 (P20～) = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金 3 億超

資本金 1 千万超 3 億以下

常時使用する従業員 300 人超

中小
受託
事業者

資本金 3 億以下 (個人含む)

資本金 1 千万以下 (個人含む)

常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金 5 千万超

資本金 1 千万超 5 千万以下

常時使用する従業員 100 人超

中小
受託
事業者

資本金 5 千万以下 (個人含む)

資本金 1 千万以下 (個人含む)

常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

※赤色は改正内容

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

委託 事業者	資本金 3 億超	→	中小 受託 事業者	資本金 3 億以下 (個人含む)
	資本金 1 千万超 3 億以下			資本金 1 千万以下 (個人含む)
	常時使用する従業員 300 人超			常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

委託 事業者	資本金 5 千万超	→	中小 受託 事業者	資本金 5 千万以下 (個人含む)
	資本金 1 千万超 5 千万以下			資本金 1 千万以下 (個人含む)
	常時使用する従業員 100 人超			常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

資本金基準と従業員基準の適用関係（運用基準）

- 委託取引ごとに規模要件を判断。
- 従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用。**

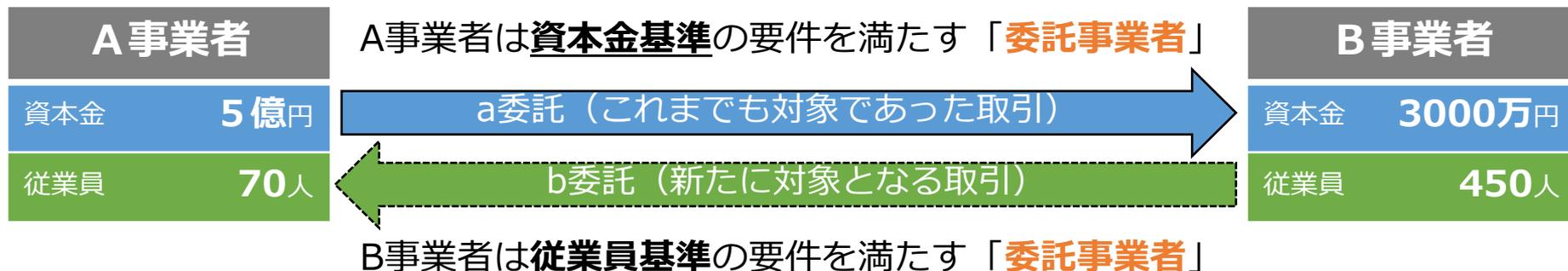
○：要件を満たす ×：要件を満たさない

資本金基準	従業員基準	適用される基準
○	×	資本金
×	○	従業員
○	○	資本金（※）
×	×	適用対象外

ポイント

※資本金基準と従業員基準の両方の要件を満たす場合には「資本金基準」が適用される。

【製造委託の例】



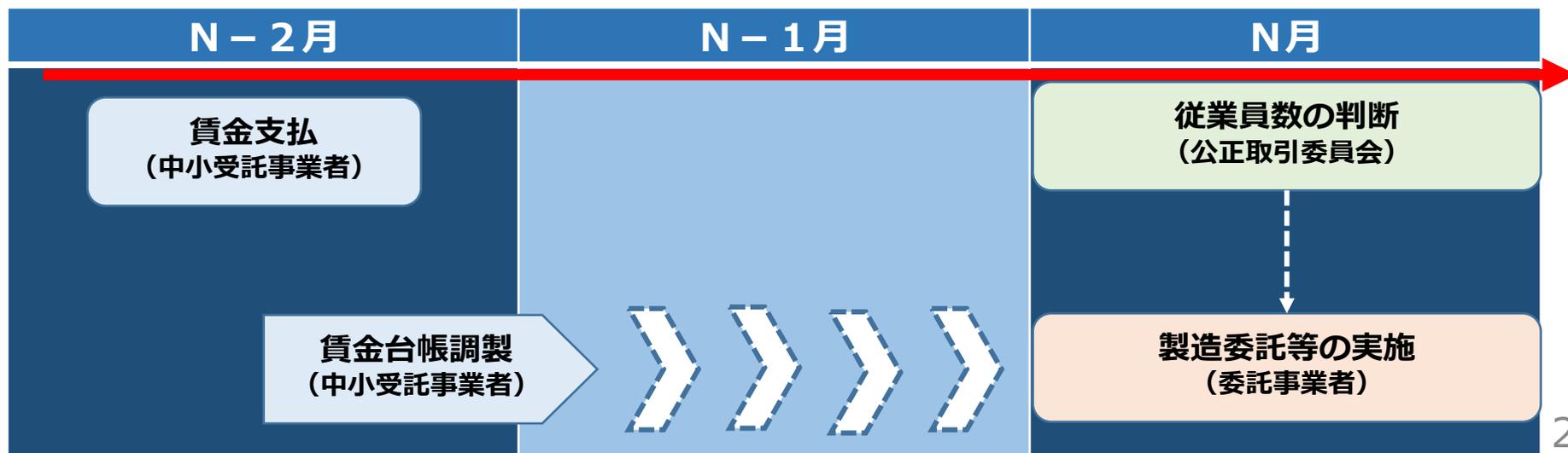
「常時使用する従業員の数」について(運用基準)

- 「常時使用する従業員」とはその事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、**日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの**をいう。
- 「常時使用する従業員の数」とは当該事業者の**賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。**

「常時使用する従業員の数」の判断のポイント

- ※**委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。**
- ※原則、製造委託等を行った時における「常時使用する従業員の数」によって判断されるが、**例外的に下記の取扱いを行うことも可能。**
- ※**グループ会社等**の場合には、法人単位で従業員数を判断。

例 ※**N-2月**の賃金台帳上の労働者の数をもって、**N月**の「常時使用する従業員の数」とする



従業員基準に関する留意事項

中小受託事業者からの回答に誤りがあった場合の取扱い

- 委託事業者が、中小受託事業者に対して、「常時使用する従業員の数」について確認したところ、中小受託事業者から事実と異なる回答を得たことにより、当該中小受託事業者に対する製造委託等について本法の適用がないものと誤認し、委託事業者が本法に違反することとなった場合、委託事業者による本法違反行為については是正する必要があるため、当該中小受託事業者に対する本法違反行為について、必要に応じて、指導及び助言を行うことがあるが、**直ちには、勧告を行うものではない。**

委託事業者の確認義務の有無

- 委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。**
(例えば、取引の相手方の貸金台帳の閲覧やその写しの取得は必須ではない。)
- 取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判断する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなるが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判断できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれる。

中小受託事業者の説明義務の有無

- 中小受託事業者において、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はないが、委託事業者からの確認に適切に対応していただくことが望まれる。**

その他の注意点

- 従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断される。そのため、**製造委託等をした時点において従業員基準に該当した場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の有無にかかわらず、当該製造委託等に係る取引当事者は本法の適用対象となる。**



3. 委託事業者の義務

・ 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には以下の**4つの義務が課せられる**。

義務の内容

- ① 発注内容を明示する義務（発注書の交付）
- ② 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
- ③ 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- ④ 遅延利息（14.6%）の支払義務

発注内容等を明示する義務 【第4条】

- 口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、**発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法等）**を**書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければならない。**

発注書面に記載すべき事項

必須	<ul style="list-style-type: none">① 委託事業者及び中小受託事業者の名称② 製造委託等を委託をした日③ 給付の内容（品目、品種、数量、規格、仕様等）④ 物品等の受領期日（役務提供委託の場合は、期間でも可）⑤ 物品等の受領場所（役務提供委託の場合は、役務が提供される場所）
該当する場合	<ul style="list-style-type: none">⑥ 検査完了期日（検査をする場合）
必須	<ul style="list-style-type: none">⑦ 製造委託等代金の額⑧ 製造委託等代金の支払期日
該当する場合	<ul style="list-style-type: none">⑨ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、その期間の始期、委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払う期日⑩ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けるとする期間の始期及び電子記録債権の満期日⑪ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法⑫ 明示しないものがある場合に、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定める予定期日

電磁的方法による書面交付【改正】

- 書面等の交付義務について、**中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする。**

電磁的方法による提供

電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法

電子メール、EDI等のほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワーキングサービスのメッセージ機能等、受信者を特定して送信することのできる電気通信を送信する方法

電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法

電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等を中小受託事業者に交付すること等

ポイント

- 委託事業者は、中小受託事業者に明示事項を電磁的方法により明示した場合においても、その事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、明示規則で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。

取引に関する書類等を作成・保存する義務【第7条】

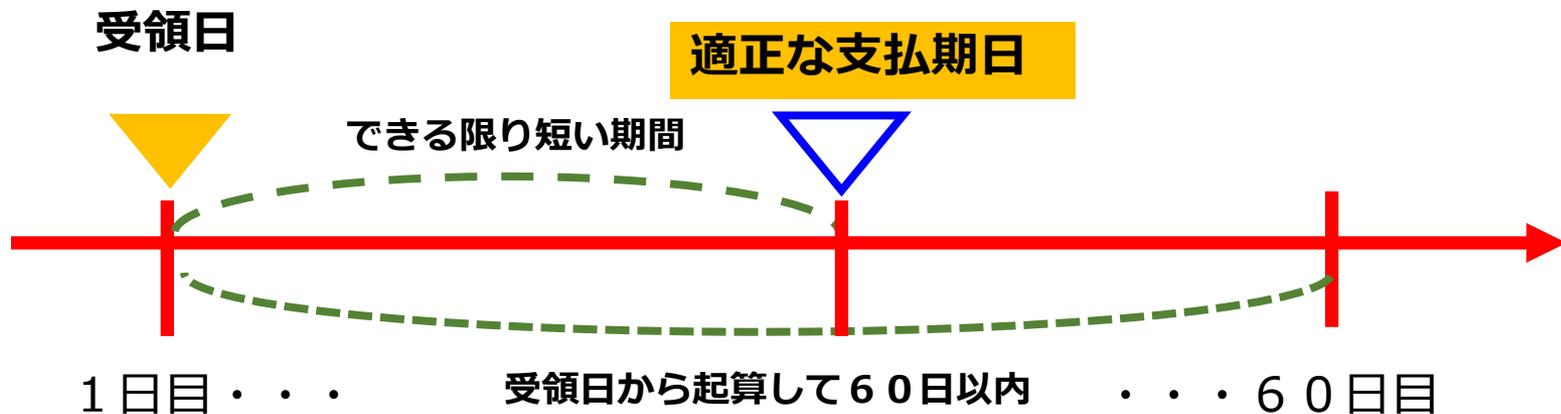
- **委託事業者は、給付内容、製造委託等代金の額など、取引に関する記録を書類または電磁的記録として作成し、2年間保存することが義務付けられている。**

必要記載事項

- ① 中小受託事業者の名称
- ② 製造委託等をした日
- ③ 中小受託事業者の給付の内容
- ④ 給付を受領する期日
- ⑤ 受領した給付の内容及び受領した日
- ⑥ 給付内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び不合格品の取扱い
- ⑦ 変更又はやり直しをさせた場合の内容及び理由
- ⑧ 製造委託等代金の額
- ⑨ 製造委託等代金の支払期日
- ⑩ 製造委託等代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪ 支払った製造委託等代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 製造委託等代金の支払につき金銭以外の支払手段を使用した場合は、以下の事項
 - イ 当該支払手段の種類、名称、価額
 - ロ 支払手段を使用した日
 - ハ 中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得ることとなる金銭の額その引換えに関する事項
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払った日、その他当該貸付け又は支払に関する事項
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日、その他当該電子記録債権の使用に関する事項
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 製造委託等代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の製造委託等代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日
- ⑱ 明示しないこととした事項がある場合に、当該事項の内容が定められなかった理由、当該事項の内容を明示した日及びその内容

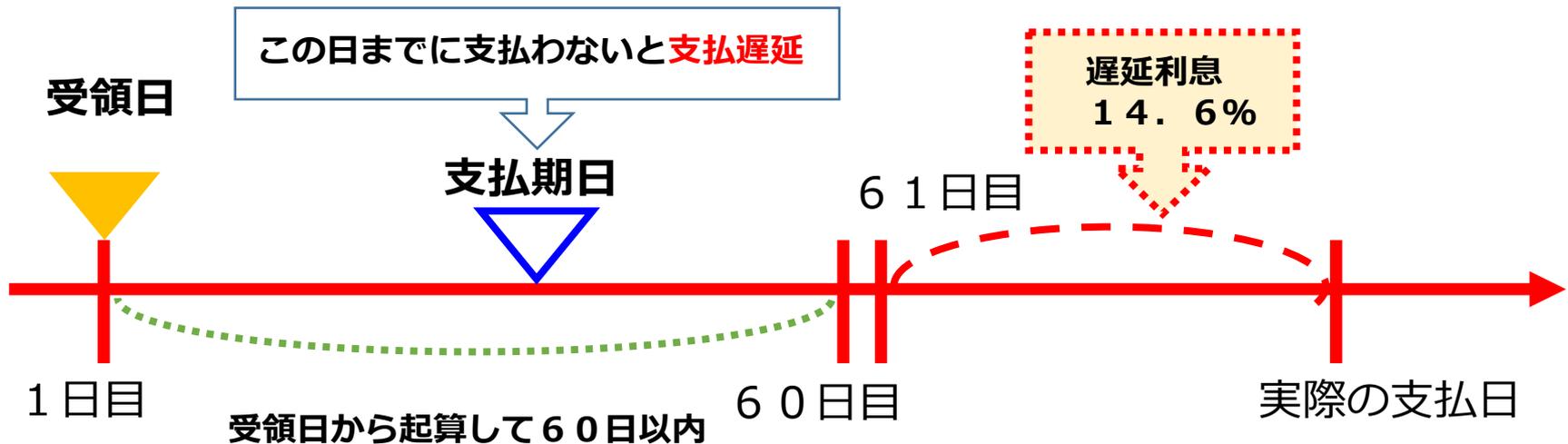
支払期日を定める義務 【第3条】

- 委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した**物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内**で、製造委託等代金の支払期日を定めなければならない。
- 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日



遅延利息を支払う義務 【第6条】

- 委託事業者が、支払期日までに製造委託等代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ中小受託事業者に対して遅延利息（年率14.6%）を支払う義務がある。

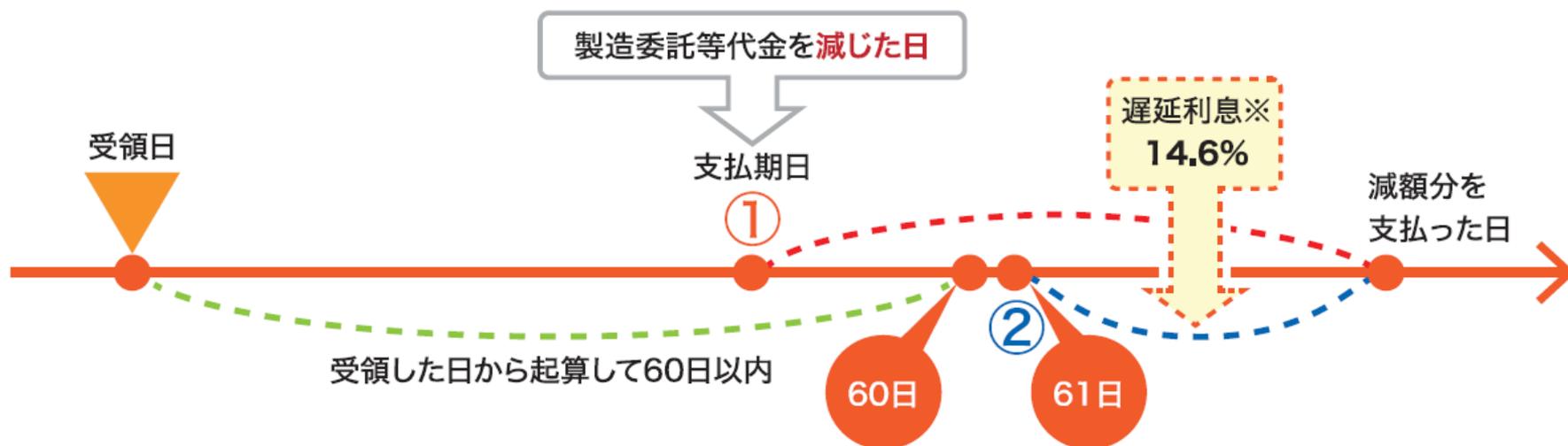


ポイント

- この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利息に優先して適用される。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率（10%など）を定めていても、その約定利率は適用されない。
- 「遅延利息を支払えば製造委託等代金の支払を遅らせてよい」というものではない点に注意。

遅延利息の対象となる禁止行為に「減額」を追加【改正】

- 中小受託事業者には責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金の額を減じた場合、起算日から実際に減じた額の支払いをする日までの期間について、**減じた額に対して遅延利息を支払う義務を追加**。
- この場合における遅延利息の起算日は、①減額を行った日又は②中小受託事業者から給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日。



※製造委託等代金を減じた日(①)又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日(②)のいずれか遅い日が起算日となります。

なお、②以降に減額を行った場合には、製造委託等代金を減じた日から減額に対する遅延利息が発生することとなります。



4. 委託事業者の禁止行為

委託事業者の禁止行為の概要

- 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者による以下の11項目の**行為を禁止**。
- **中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は本法違反となる。**

委託事業者の禁止行為

【第5条第1項に該当する行為】

- ①受領拒否の禁止 **Point! 改正**
- ②代金の支払遅延の禁止
- ③代金の減額の禁止
- ④返品 of 禁止
- ⑤買ったたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止

【第5条第2項に該当する行為】

- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑩不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止

Point! 改正

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること。
- 発注の取消し、納期の延長などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に該当。

「受領」とは

中小受託事業者が納入したものを検査の有無にかかわらず受け取る行為であって、委託事業者が**事実上支配下に置けば、受領**したことになる。

テレビ局



番組制作会社

中小受託事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、番組出演者の不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組の映像データを受領しなかった。

スーパー



食料品メーカー

中小受託事業者の事情を考慮せずに一方的に納期の短縮を指示し、中小受託事業者は従業員を残業させて間に合うように努めたが、期日までに納入できなかった。委託事業者は、納期遅れを理由に、中小受託事業者が生産したプライベートブランド商品を受領しなかった。

受領を拒むことができる場合 = 中小受託事業者**に責任がある場合**

- 中小受託事業者の給付の内容が発注書面に明記された**委託内容と異なる場合**又は中小受託事業者の給付に**瑕疵等がある場合**
- 中小受託事業者の給付が、発注書面に明記された**納期までに行われなかったため、給付そのものが不要になった場合**

- 発注した物品等の受領日から、60日以内に定められている**支払期日までに代金を支払わないこと。**
- 物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払う必要。

注意点 「毎月末日納品締切、翌月末日支払」といった締切制度を設ける場合

- 締切日からの期間ではなく、**受領（納品）から支払までの期間が60日を超えないことが必要**
- 検査に合格してからの期間ではなく、**受領（納品）から支払までの期間が60日を超えないことが必要**
- 支払日が金融機関の休業日と重なる場合、**事前に中小受託事業者と合意及び書面化しているのであれば、2日間までは順延が認められる**

ソフトウェア販売業者



ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を超えて製造委託等代金を支払っていた。

精密機械メーカー



部品メーカー

中小受託事業者に対して、手形を交付することによって製造委託等代金を支払っていた。

注意点

「中小受託事業者からの請求書の提出が遅かったから」というのは、**支払遅延を正当化する理由にはならない**

手形払等の禁止【改正】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間（60日） + 手形サイト（60日） = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

金銭及び手形以外の支払手段の取扱い(運用基準)【改正】

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権（いわゆる「でんさい」など）などをいう。
- 上記支払手段については、支払期日までに代金に相当する額の現金（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない（支払遅延に該当）。
- 手数料とは、例えば、発生記録手数料、譲渡記録手数料、受取手数料、割引手数料等をいう。

✓ 満期日が支払期日「以前」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、認められる。

しかし、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。

✓ 満期日が支払期日より「後」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、原則として認められない。

たとえ割引料を委託事業者が上乘せして負担したとしても、中小受託事業者が支払期日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を受ける等の行為が必要な場合には、満額の金銭を受領した状態となることが確保されていないため。

【具体例】

● 電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

● 一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

手形以外の支払手段における支払期日の取扱い【改正】

4 条 規 則

第一条柱書

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「法」という。）
第四条第一項の規定による明示は、次に掲げる事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の交付又は電磁的方法による提供により行わなければならない。

第一項第四号 製造委託等代金の額及び支払期日

同項第五号

□ 当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額及びその期間の始期

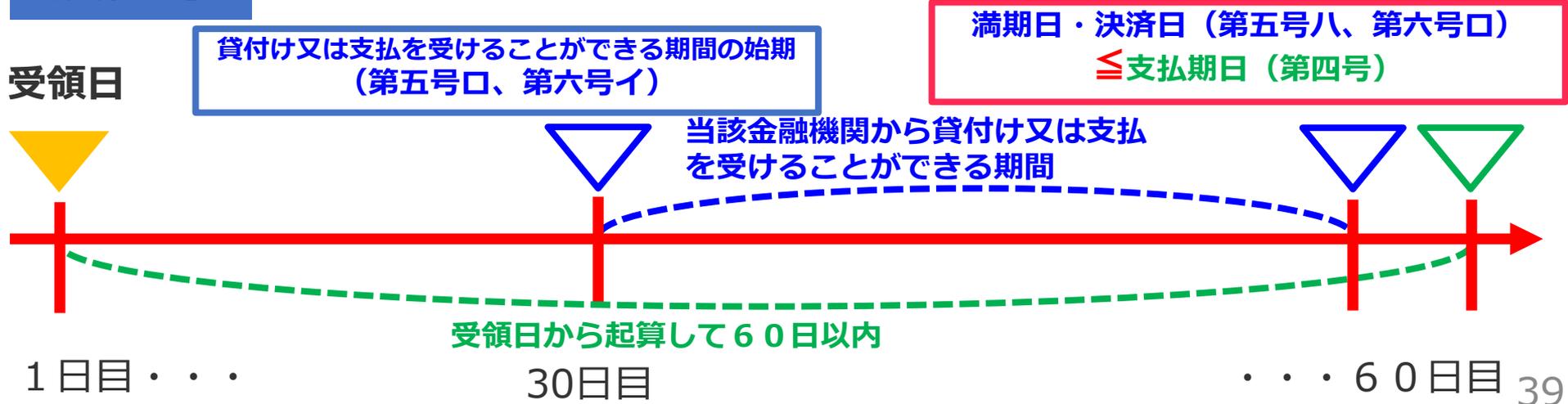
八 当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払う期日

同項第六号

イ 当該電子記録債権の額及び中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとする期間の始期

□ 電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日

【具体例】



- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること。
- 協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法にかかわらず減額行為が禁止されている。

自動車メーカー



部品メーカー

自動車の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて製造委託等代金を支払っていた。

ゲームソフトメーカー



デザイン制作会社

オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザイン等の制作を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、製造委託等代金の額を減じていた。

減額できる場合 = 中小受託事業者**に責任がある場合**

● 受領拒否【第5条1項1号】

中小受託事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵・納期遅れ等）がある場合に、以下のいずれかに該当するとき

- ① 当該理由があるとして、その給付の受領を拒んだとき（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限る。）
- ② 当該理由がある旨を事前に伝えた上、その給付を受領した場合に、
 - (1) 委託内容に合致させるため委託事業者が手直したとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）
 - (2) 委託内容と適合しないこと等又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかなきとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）

● 返品【第5条1項4号】

中小受託事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵・納期遅れ等）がある場合に、以下のいずれかに該当するとき

- ① 当該理由があるとして、その給付に係るものを引き取らせるとき（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限る。）
- ② 当該理由がある旨を事前に伝えた上、その給付に係るものを引き取らせなかった場合に、
 - (1) 委託内容に合致させるため委託事業者が手直したとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）
 - (2) 委託内容と適合しないこと等又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかなきとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）

振込手数料の負担に係る運用変更（運用基準）

- 企業取引研究会において、代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。
- これを踏まえ、**振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反**とするよう、運用基準を見直すこととする。

【改正前】

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、**下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、**親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を**差し引いて下請代金を支払うことが認められる。**

【改正後】

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から**差し引いて支払うことは減額に当たる。**

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注した物品等の受領後に返品すること。
- 不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが可能。

電気機器メーカー



部品メーカー

生産計画の変更を理由に、余剰になった部品を返品していた。

広告制作会社



広告制作会社

中小受託事業者に制作を委託した広告について、一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由に返品していた。

返品できる場合 = **中小受託事業者**に責任がある場合

- 中小受託事業者の給付の内容が発注書面に明記された**委託内容と異なる場合**
- 中小受託事業者の給付に**瑕疵等がある場合**

- 通常支払われる対価に比べて著しく低い代金を不当に定めること。
- 「通常支払われる対価」とは、同種又は類似品等の市価。
- 製造委託等代金は、中小受託事業者と事前に十分協議を重ねた上で定める必要。

注意点

中小受託事業者から価格交渉の申出がない場合であっても、価格交渉の場において、明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことには、取適法の運用基準（や独占禁止法Q&A）において「問題となるおそれがある」との考え方を示しており、この考え方は、引き続き変わらない。

家電メーカー



部品メーカー

量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

荷主



運送会社

従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

判断要素

= ①～④を総合考慮

- ① 製造委託等代金の額の決定に当たり、中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

- 中小受託事業者が発注する物品の品質を維持するためなどの**正当な理由がないのに**、委託事業者が指定する物（製品、原材料等）、役務（保険、リース等）を強制して購入、利用させること。

冠婚葬祭業者



取引先納入業者

冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等の実施を委託している中小受託事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせち料理等の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させていた。

注意点

「委託事業者が指定する物、役務」とは、**委託事業者自らが販売するものに限らない。**
委託事業者の子会社、関連会社、取引先特約店等が販売する商品、役務も含まれる。

「強制して」とは

- ① 物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、取引関係を利用して、**事実上、購入又は利用を余儀なくさせている場合も含まれる。**
- ② 中小受託取引においては、委託事業者が任意に購入等を依頼したと思っても、**中小受託事業者にとってはその依頼を拒否できない場合もあり得るので、事実上、中小受託事業者に購入等を余儀なくさせていると認められる場合は本法違反となる。**

- 委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は**事業所管省庁**に知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取扱いをすること。

本規定のねらい

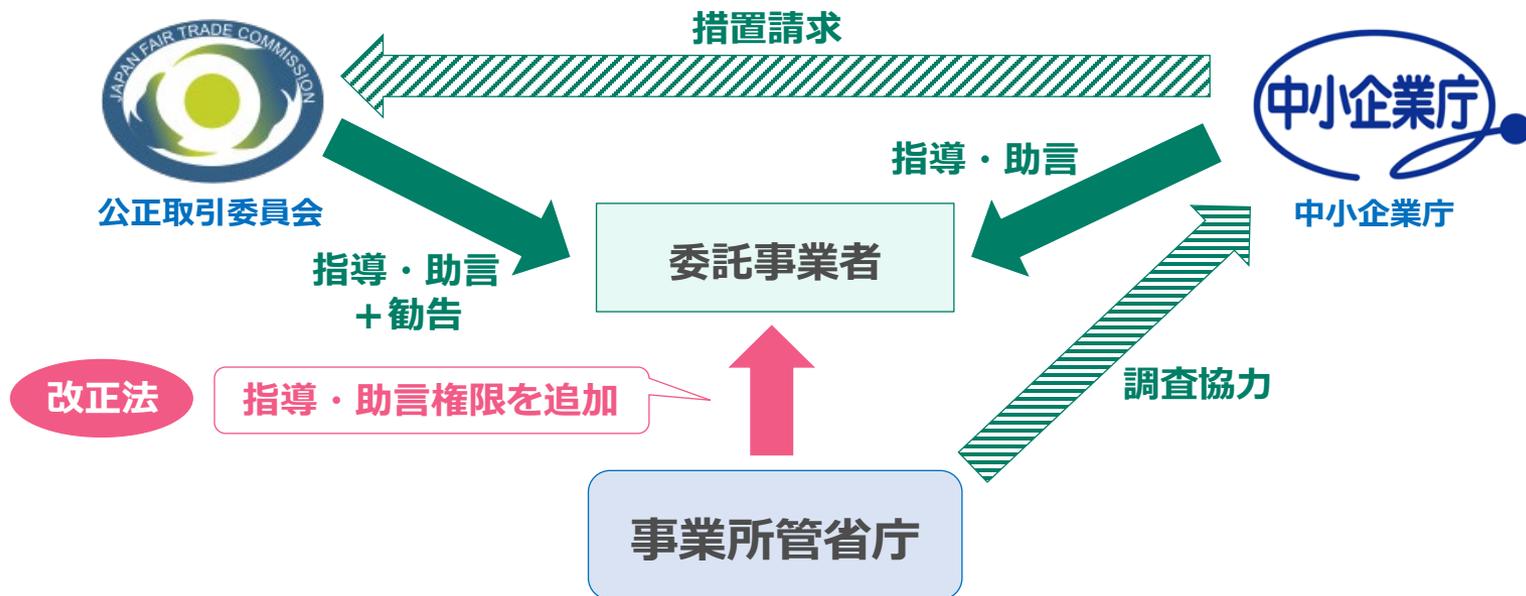
中小受託事業者が委託事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁、事業所管省庁に対し、委託事業者の本法違反行為を申告できるようにするため。

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



- 委託事業者が有償支給する原材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、**中小受託事業者には責任がないのに**、その原材料等が用いられた物品の製造委託等代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせること。

金属メーカー



部品メーカー

半年分の原材料をまとめて買い取らせ、当該原材料を用いた給付に係る製造委託等代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の代金を決済していた。

中小受託事業者には責任がある場合

- ① 中小受託事業者が支給された原材料等を毀損又は損失し、納入すべき物品の製造が不可能になった場合
- ② 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合
- ③ 支給された原材料等を他に転売した場合

不当な経済上の利益の提供要請①【第5条第2項第2号】

- 委託事業者が自己のために、中小受託事業者に**金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること。**
- 製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣などの要請。

荷主



運送会社

中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積み込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

番組制作会社



アニメーション制作会社

委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

以下のような方法で要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある

- ① 購買・外注担当者等**中小受託取引に影響を及ぼすこととなる者が**中小受託事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
- ② 中小受託事業者ごとに**目標額又は目標量を定めて**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ③ 中小受託事業者に対して、**要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ④ 中小受託事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも**明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて**金銭・労働力の提供を要請すること。

不当な経済上の利益の提供要請②

改正理由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、**無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、不当な経済上の利益提供要請に該当する。**

不当な経済上の利益の提供要請③

【型・治具の違反行為事例について】

「親事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情」は、個別事案ごとに異なるものとなるが、これまでの**主な違反事例**において認められたものは、次のとおり。

1 部品等の発注を長期間行わない場合

金型等を用いて製造する製品の**発注を1年間以上行わない**にもかかわらず、下請事業者に当該金型等を無償で保管させていた事例

2 下請事業者が型等の廃棄や引取り等を希望している場合

下請事業者から金型の廃棄や引取り等の希望を伝えられていたにもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該金型を無償で保管させていた事例

3 親事業者が次回以降の具体的な発注時期を示せない場合

金型を用いて製造する製品について**今後1年間の具体的な発注時期を示せない状態になっていた**にもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該金型を無償で保管させていた事例

4 型等の再使用が想定されていない場合

木型等を用いて製品が製造された後、当該**木型等を改めて使用する予定がない**にもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該木型等を無償で保管させていた事例

注意点

(出典：公取委HP「よくある質問コーナー(下請法)Q46」)

- 型の所有権について、委託事業者が所有する場合のほか、**中小受託事業者が所有する場合であって、委託事業者が事実上管理しているとき**（例えばその廃棄等に委託事業者の承認を要する等の事情が認められるとき）も同様。

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合、**中小受託事業者**が作業に当たって負担する費用を委託事業者が負担しないこと。

荷主



運送会社

中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積み込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

番組制作会社



アニメーション制作会社

委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

考え方

- **給付内容の変更又はやり直し自体を禁止するものではなく**、「**中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに**」給付内容の変更又はやり直しをさせることにより、**中小受託事業者の利益を不当に害することを禁止している**。
- 給付内容の変更又はやり直しのために**必要な費用を委託事業者が負担するなどにより**、**中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合**には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの**問題とはならない**。

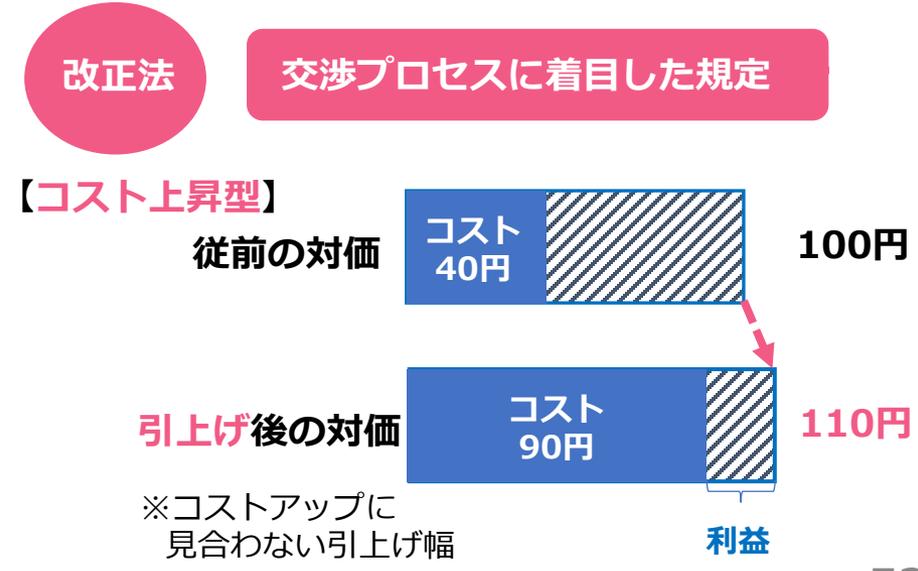
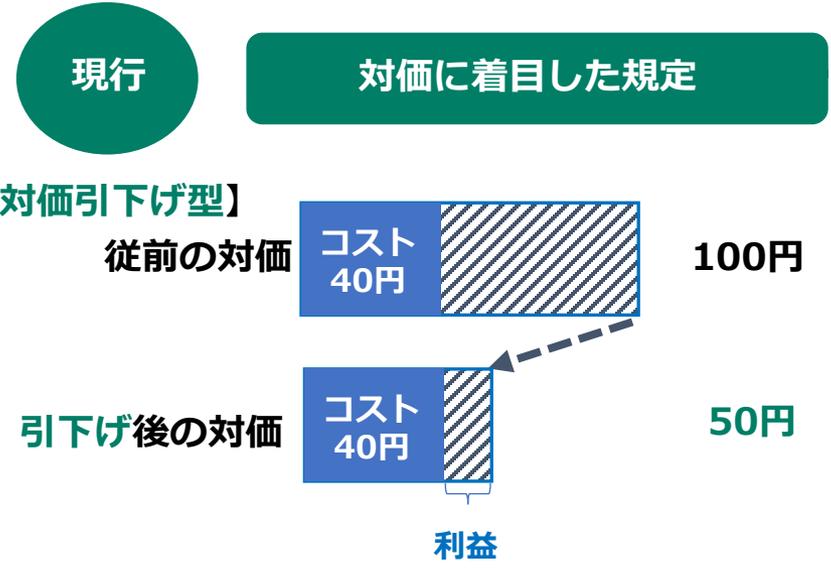
- 委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



協議に応じない一方的な代金決定の禁止②

運用基準

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」すること

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは

中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは

中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは

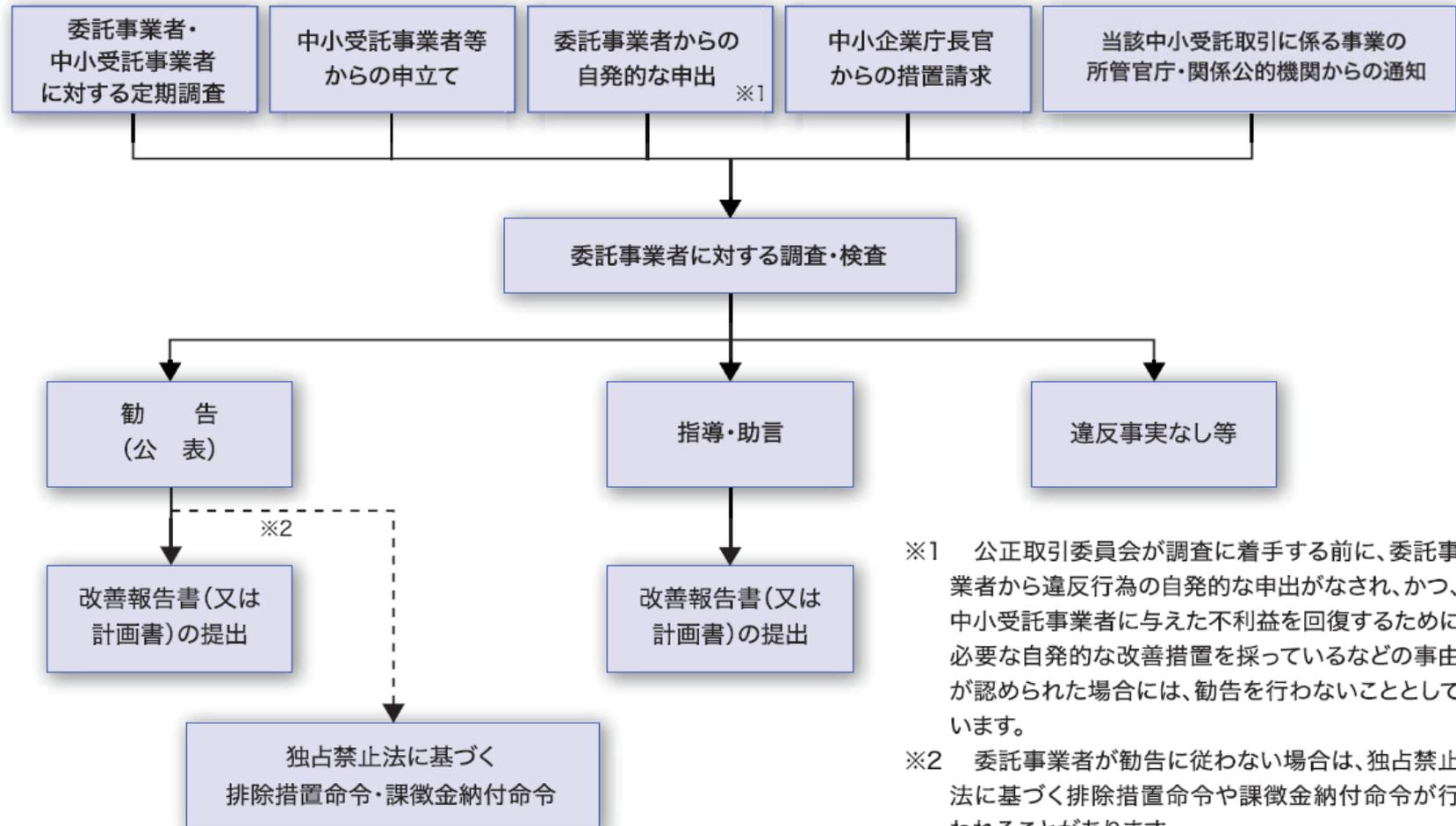
- 中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。
- 「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げるもののほか、据え置くことも含まれる。



5. 事件処理・相談窓口等

取適法事件処理フローチャート

取適法事件処理フローチャート



オンラインによる申告窓口

<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/cyuishitauke.html>

電話・郵送による申告窓口

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 申告受付担当

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)5471(代)

北海道事務所 申告受付担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 申告受付担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 申告受付担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 申告受付担当

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 申告受付担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 申告受付担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 申告受付担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 申告受付担当

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

自発的申出の件数、自発的申出による原状回復の金額、自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規に受けた自発的な申出の件数	24件	32件	23件	39件	32件
処理した自発的な申出の件数	58件	34件	20件	39件	36件
自発的申出による原状回復の金額	1億4437万円	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円
自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数	3,230名	433名	91名	2,158名	525名

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している

(平成20年12月17日公表^(注))。

(注) https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

相談窓口

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)3375(直)
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 取適法担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 取適法担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 取適法担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 取適法担当

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 取適法担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 取適法担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 取適法担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引課 取適法担当

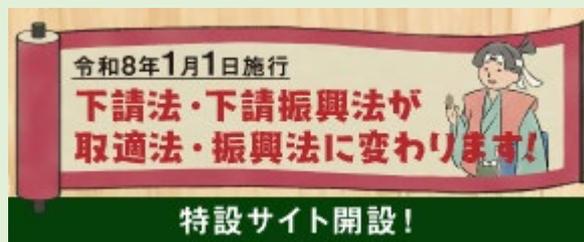
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちらから！

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html



中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちらから！



その他取引適正化に向けた公正取引委員会の取組についてはこちら！

更なる理解を深めるために

この資料の内容は、以下のパンフレットの内容を基に作成しています。
さらなる理解を深めるためには、各種パンフレットを公正取引委員会ウェブ
サイトよりダウンロードいただき、参考にしてください。

掲載URL **トップページ**> **報道発表・広報活動**> **各種パンフレット**

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>



<p>中小受託取引 適正化法 ガイドブック 「下請法」は 「取適法」へ</p>	<p>知って守って 下請法 ～豊富な事例で 実務に役立つ～</p>	<p>中小受託取引 適正化法テキス ト</p>	<p>優越的地位の 濫用 ～知っておきたい 取引ルール～</p>	<p>物流特殊指定 知っておきたい 「物流分野の 取引ルール」</p>
				

優越的地位の濫用規制とは

優越的地位の濫用規制（独占禁止法）は、取引上**優越した地位**にある事業者が、取引の相手方に対し、協賛金負担や従業員派遣などをさせることにより、**正常な商慣習**に照らして**不当に不利益**を与えることを禁止。

優越的地位の濫用の規制趣旨

優越的地位の濫用は

- 取引の相手方（B社）の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- 取引の相手方（B社）はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者（A社）はその競争者との関係において競争上有利となる

公正な競争を阻害するおそれ

優越的地位の濫用規制の概要②

優越的地位の濫用に該当し違反となるかどうかは、3つの要素から判断される。

優越的地位

+

以下の事項を総合的に考慮

- ① 取引の相手方の行為者に対する取引依存度
- ② 行為者の市場における地位
- ③ 取引の相手方にとっての取引先変更の可能性
- ④ その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実

正常な商慣習に照らして不当に

+

公正な競争秩序の維持・促進の立場からは認められるものをいい、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならない。

濫用行為

- ①購入・利用強制
- ②協賛金等の負担の要請
- ③従業員等の派遣の要請
- ④その他経済上の利益の提供の要請
- ⑤受領拒否
- ⑥返品
- ⑦支払遅延
- ⑧減額
- ⑨取引の対価の一方的決定
- ⑩やり直しの要請
- ⑪その他

優越的地位の濫用規制対象と取適法による規制対象の違い

	優越的地位の濫用規制対象	取適法による規制対象
対象となる取引	全ての分野	製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託に限る
資本金区分	無し	有り
従業員区分	無し	有り

御清聴ありがとうございました
アンケートに御協力をお願いいたします。

回答はこちらから→



<https://www.jftc.go.jp>



@jftc

公取 取適法 で検索



JapanFTC



JFTCchannel



下請振興法改正法の概要

(下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律)

新名称：「受託中小企業振興法」

経済産業省
中小企業庁

目次

1. 現行振興法等の概要
2. 改正振興法の内容等
3. 振興法に関連する取組等

目次

1. 現行振興法等の概要
2. 改正振興法等の内容
3. 振興法に関連する取組等

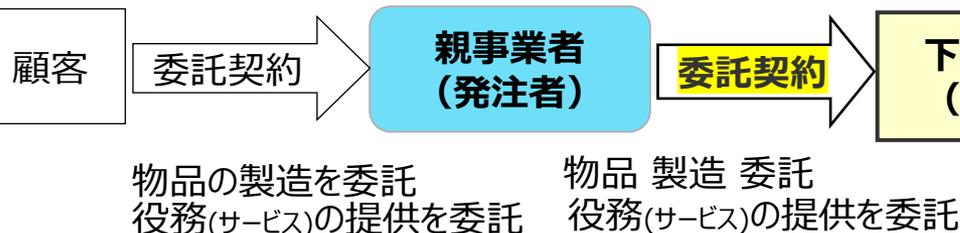
1. 趣旨・目的

- 下請関係を改善し、下請中小企業の振興を図るための法律。

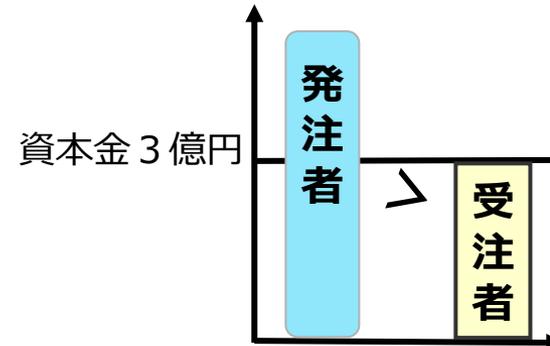
2. 適用対象

- (1) + (2) を満たす親事業者・下請事業者が適用対象。

(1) 委託契約類型 (下請法と同様)



(2) 資本金 (下請法より広い)



3. 具体的な措置

① 経済産業大臣が「振興基準」※を定める。

※下請事業者と親事業者のよるべき基準。振興基準に基づき、業界団体は自主行動計画を策定 (31業種・84団体)
(例: 「『労務費の指針』に沿って十分に協議を行う」、「原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す」等)

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言。

③ 調査、公表 (例: 価格交渉・転嫁の状況の「発注者リスト」(延べ985者)を、社名入りで公表)

④ 下請企業と親企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

振興法に基づく「振興基準」について

- 「振興基準」は、振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」
- 振興基準は、
 - ① 振興法に基づく大臣名での「指導・助言」の基準、
 - ② 各業界団体（85団体）が作成する自主行動計画で、振興基準の遵守が謳われ、
 - ③ パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を宣言・公表することから、発注者の取引方針の適正化に活用しうるもの

受託中小企業振興法（令和8年1月1日施行）

（振興基準）

第3条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため **中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準**（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

（指導等）

第4条 **主務大臣は**、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、**振興基準に定める事項について、指導又は助言**を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを**勧奨**するものとする。

目次

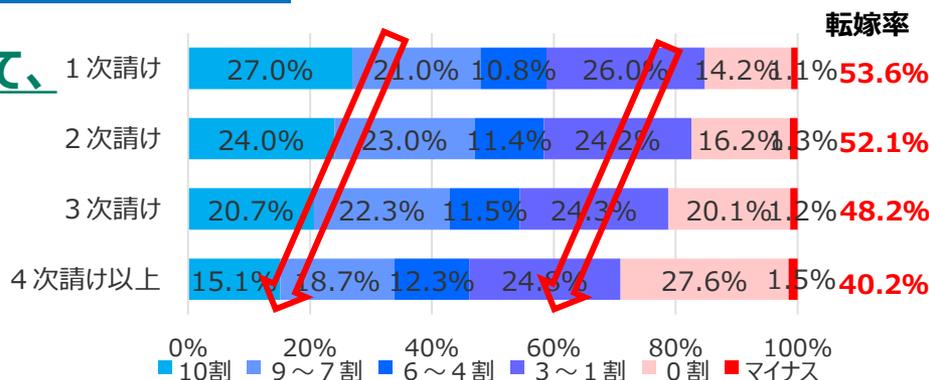
1. 現行振興法等の概要
2. 改正振興法等の内容
3. 振興法に関連する取組等

下請振興法の改正事項の概要①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

課題①（サプライチェーンの深層における取引適正化対策）

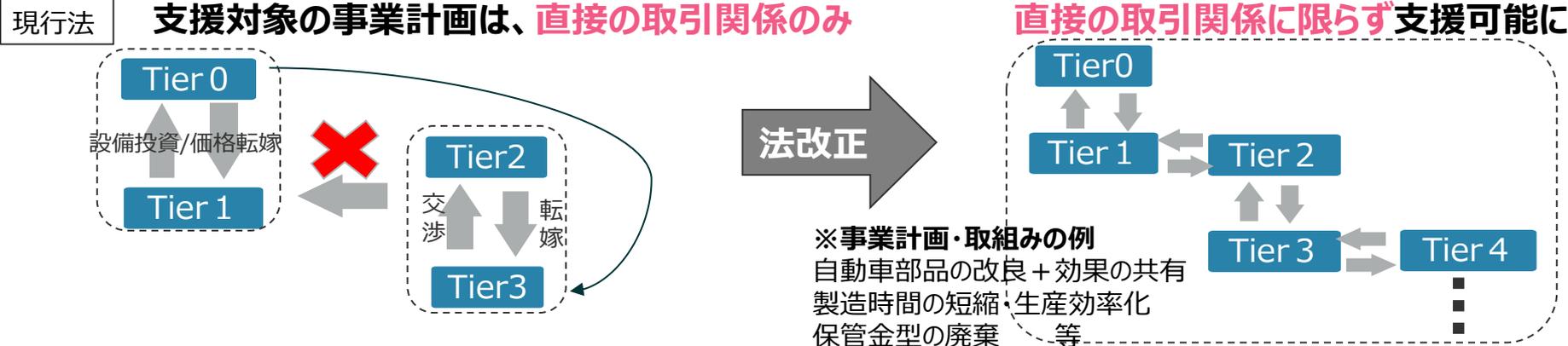
- サプライチェーンの取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低い。（価格交渉促進月間（2025年3月）結果）
- 直接の取引先を越えて、1つ先、「数次先の取引先まで含めて、価格交渉」しない 商習慣。

※受注側企業の取引段階と価格転嫁率



改正内容①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

【第5条関係】



- ◆ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、**2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援**できる旨を追加。

⇒ **直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促すメッセージ**

下請振興法の改正事項の概要②（国・地方公共団体の責務規定新設）

課題②（地方公共団体における取引適正化対策）

➤ 地方における価格転嫁の推進には、**都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要。**

<取組例>

- ① **パートナーシップ構築宣言**（発注者の立場でサプライチェーン全体の付加価値向上・取引慣行の遵守を宣言。5.8万社）の普及のために**経済団体との協定締結**
- ② **宣言企業への補助金加点等のインセンティブ**
- ③ **価格交渉セミナー**の実施

※**パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組**
「第6回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（令和7年2月）」資料2-3



改正内容②（国・地方公共団体の責務規定新設）

【新第23条関係】

- ◆ **地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める**旨を規定。

⇒ **全国津々浦々の価格転嫁を推進**

新たな取組：全国47都道府県に設置されている下請かけこみ寺に寄せられる**中小企業からの声の一層の活用のための連携強化**

下請振興法の改正事項の概要③（主務大臣の権限強化「勸奨」）

課題③（主務大臣による指導助言を受けても改善しない例）

- **下請Gメンのヒアリング結果、価格交渉促進月間における調査結果**を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対し、**主務大臣による指導・助言**を実施。
⇒ **取引方針が改善される等、一定の効果**あり。
- 他方、**何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者**も存在。
⇒ そうした事業者は、改善の意思はあるものの、**どのような取組を講じるべきか、具体的な検討が不十分**な者あり。

改正内容③（主務大臣の権限強化「勸奨」）

【第4条関係】

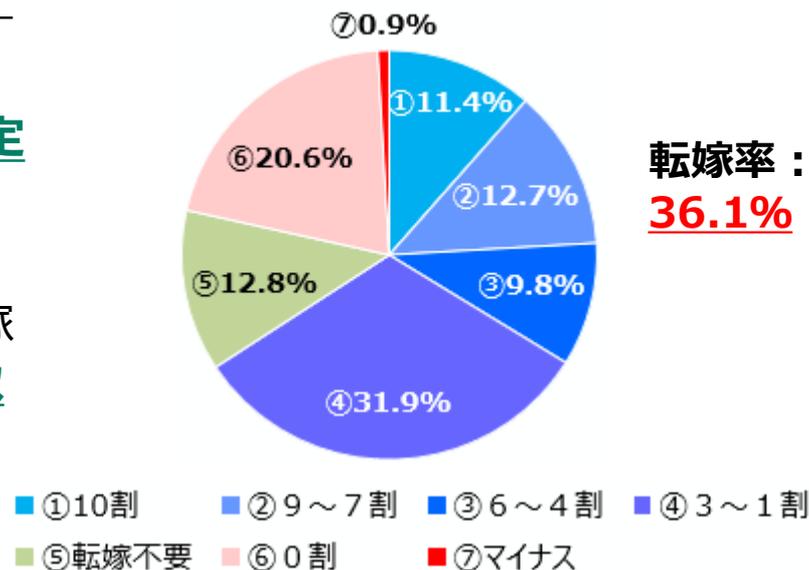
- ◆ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、**より具体的措置を示して、その実施を促す（「勸奨」する）**ことができる旨を規定。
⇒ **価格転嫁・取引適正化の実効性を高める。**
※下請法違反事業者に対しては下請法に基づき対応。

下請振興法の改正事項の概要④（適用対象の追加）

課題④（i 発荷主-元請運送事業者の取引、ii 資本金基準で捉えられない取引の価格転嫁）

- ▶ **トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位**であり（価格交渉促進月間（2025年3月））、**商流の源**（発荷主-元請運送）から価格転嫁を推進する必要。
⇒ **運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定着させる必要**。
- ▶ サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、**資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要**。

※トラック運送業の価格転嫁の状況〔コスト全般〕



改正内容④（適用対象の追加）

【新第2条第1項第6号、第4項、第5項関係】

- ◆ **①発荷主-運送の取引**（下請法と同様）**②従業員の大小関係がある委託事業者**（下請法より広い）を追加。
⇒ 中小企業同士等、**下請法の対象外の取引も含めて、支援または指導・助言・勧奨の対象とし、価格転嫁・取引適正化を浸透させる**

改正内容⑤（「下請」という用語の改正）

【題名、第1条、第2条等関係】

◆ 「下請」等が含まれる用語を、振興法においても改正する。

「下請中小企業」 ⇒ 「受託中小企業」

「親事業者」 ⇒ 「委託事業者」

「下請中小企業振興法」 ⇒ 「受託中小企業振興法」

法改正をふまえた「振興基準」の改正（令和8年1月1日施行）

1. 振興基準の趣旨・理念の明記

前文で、委託事業者・中小受託事業者**双方が適正な利益**を得て、直接の取引先から**更に先の取引先も含めた事業者間の協力**や、サプライチェーンの**深い層を含む**、**サプライチェーン全体で付加価値向上**を目指す旨を明確化。

2. 中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正の反映や、取引における留意事項の追記

取適法運用基準（通達）に記載の**不適切な取引事例は行わないこと**や、**手形払いの禁止**、**サプライチェーン全体での支払手段の適正化**に努める旨を追記。

また、「**契約後に不当なやり直し・受領拒否が生じないように発注内容を明確化**」「**発注量が予定より合理的理由なく大きな乖離が生じる場合の、発注者からの自主的協議**」を促す旨を規定。

3. 振興事業計画の活用促進

複数の取引段階（事業者1→2→3）の事業者による振興事業計画が、支援対象に追加されたことを踏まえ、本計画の活用を促す旨を新たに規定。

4. 振興基準を活用しやすく整理（例：「交渉」に関する規定の集約など）

価格交渉、転嫁を求める立場の**中小受託事業者が活用しやすいよう**、交渉、転嫁に関するルールを集約するなど**構成を整理**。中小企業が、本基準を**交渉等で活用すべき旨**も明記。

5. 「下請」等用語の改正

「親事業者」→ 「委託事業者」、「下請事業者」→ 「中小受託事業者」 等

※改正振興基準は中小企業庁HPからご確認できます→



目次

1. 現行振興法等の概要
2. 改正振興法等の内容
3. 振興法に関連する取組等

各業界団体による自主行動計画の策定

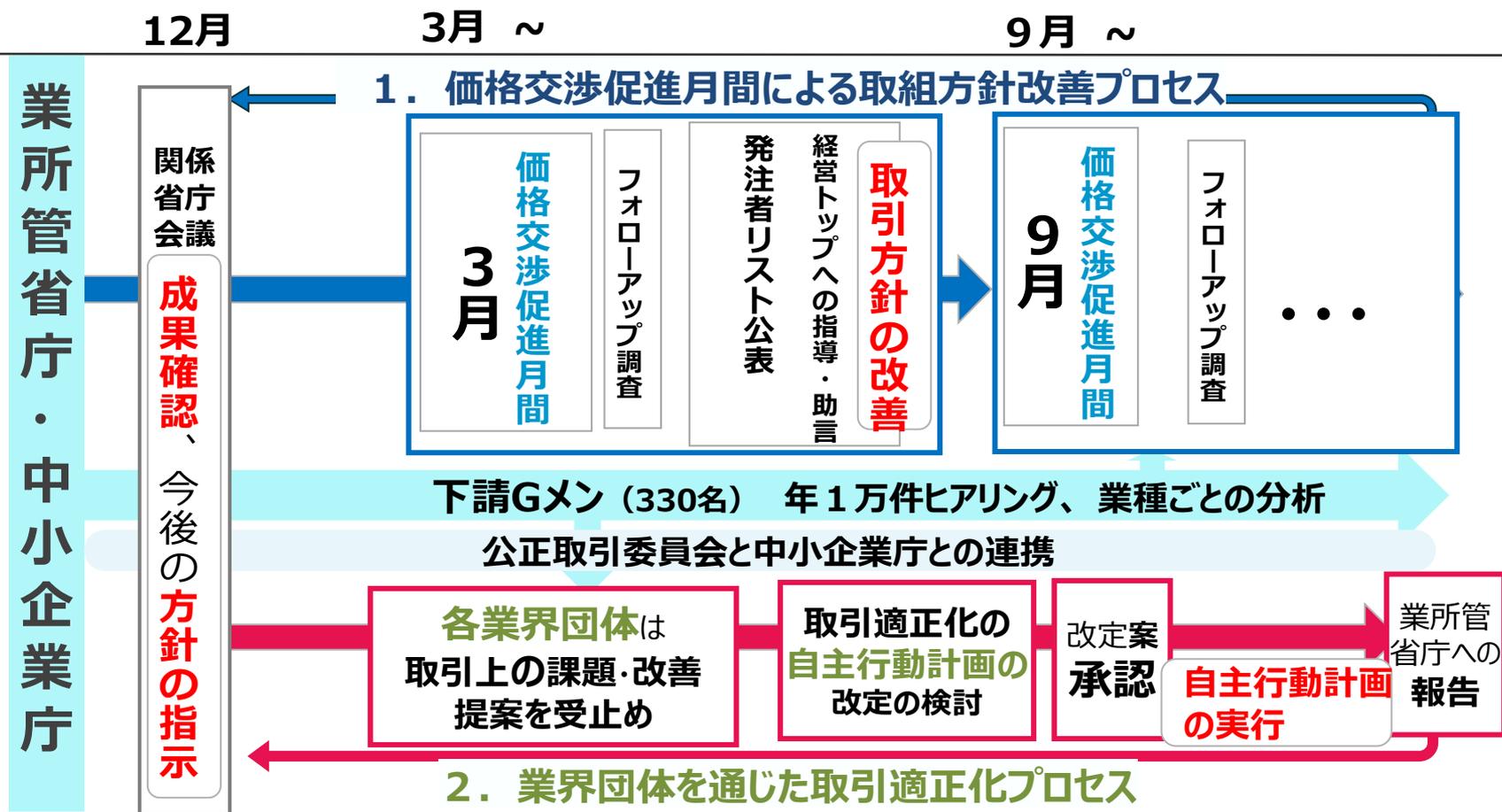
取引適正化に向けた自主行動計画 策定団体 31業種85団体（令和7年10月時点）

自動車（日本自動車工業会／日本自動車部品工業会）、
素形材（日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会／日本鍛圧機械工業会／日本工業炉協会／日本バルブ工業会）、
機械製造業（日本建設機械工業会／日本産業機械工業会／日本工作機械工業会／日本半導体製造装置協会／日本ロボット工業会／日本分析機器工業会／日本計量機器工業連合会／日本鉄道車輛工業会）、
航空宇宙（日本航空宇宙工業会）、
繊維（日本繊維産業連盟）、
紙・紙加工（日本製紙連合会／全国段ボール工業組合連合会）、
電機・情報通信機器（電子情報技術産業協会／日本電機工業会／カメラ映像機器工業会／情報通信ネットワーク産業協会／ビジネス機械・情報システム産業協会）、
情報サービス・ソフトウェア（情報サービス産業協会）、
流通（日本スーパーマーケット協会／全国スーパーマーケット協会／日本フランチャイズチェーン協会／日本チェーンドラッグストア協会／日本ポランタリーチェーン協会／日本DIY・ホームセンター協会）、
家具・建材・住宅設備（日本建材・住宅設備産業協会／アジア家具フォーラム／日本オフィス家具協会／日本家具産業振興会／全日本ベッド工業会／日本ガス石油機器工業会）、
金属（日本電線工業会／日本鉄鋼連盟／日本アルミニウム協会／日本伸銅協会）、
防衛（日本防衛装備工業会）、
警備（全国警備業協会）、

化学（日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟）、
通信（電気通信事業者協会）、
放送コンテンツ（放送コンテンツ適正取引推進協議会）、
トラック運送（全日本トラック協会）、
建設（日本建設業連合会／全国建設業協会）、
金融（全国銀行協会）、
商社（日本貿易会）、
印刷（日本印刷産業連合会）、
造船（日本造船工業会／日本中小型造船工業会）、
住宅（住宅生産団体連合会）、
広告（日本広告業協会）、
電力（送配電網協議会）、
食品製造業（食品産業センター／酒類業中央団体連絡協議会）、
食品卸売業（日本加工食品卸売協会／日本外食品流通協会／日本給食品連合会／全国給食事業協同組合連合会／全国青果卸売市場協会／全国魚卸売市場連合会）、
飲食業（日本フードサービス協会）、
不動産管理業（マンション管理業協会／日本賃貸住宅管理協会）、
映画・アニメーション制作業（日本動画協会／日本映画製作者連盟／協同組合日本映画製作者協会／日本映像職能連合／日本映画制作適正化機構）、
その他のサービス業（全国ビルメンテナンス協会）

取引方針の改善サイクル（個別企業および各業界全体）

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が高騰する中、コスト上昇分をサプライチェーン全体で適切に分担し、中小企業の賃上げ原資を確保するためにも、以下の2つの適正化プロセスを確立し、価格転嫁はじめ取引適正化を継続的に推進。
 - 1 価格交渉促進月間の推進により、個別企業の取引方針の改善
 - 2 業界団体を通じ、業界全体での取引適正化



パートナーシップ構築宣言とは

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。以下2点を盛り込んでいる。

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄**と**新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組

※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

パートナーシップ構築宣言とは | 宣言するメリット | 宣言の登録 | 会議・イベント | 登録企業リスト | お知らせ | FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

パートナーシップ構築宣言とは

事例集

登録方法

登録

登録企業リスト
現在の登録数
78,937 社

お知らせ

2025.09.24

パートナーシップ構築宣言公表要領「2. 掲載の取りやめ」に基づき、宣言企業1社の掲載を取りやめました。
公正取引委員会発表

ご静聴ありがとうございました。

アンケートへの御回答よろしく申し上げます。



參考資料

適正取引講習会



参加申し込みはこちら→

1. 価格交渉講習会

- 取引先との価格交渉に役立つツールやポイントを解説し、実際の事例を基に具体的なアドバイスを提供する講習会
- 専門家による個別相談会も開催
- 全国47都道府県にて対面開催（各1回）
- 受講者の満足度は高く、延べ8000人以上が参加（令和6年度実績）



講習会参加者の声
Voice's

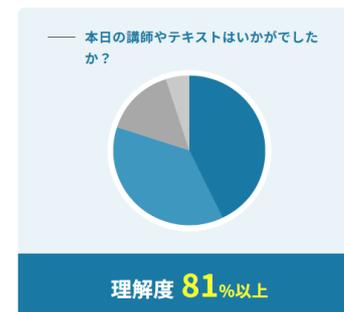
講習会の内容が今後の価格交渉にすぐに取り入れられるような実践的なものだった。公的機関のサポートや相談窓口も積極的に活用したいと思う



2. 中小受託取引適正化法（下請法）講習会

- 改正下請法の基礎知識を学べる無料のオンライン講習会、理解をさらに深められるEラーニングを提供
- 社内、地域で幅広く参加可能
- ビジネスシーンに精通した弁護士が解説
- 理解度、満足度共に80%以上

受講者アンケート



参加申し込みはこちら → <https://tekitorisupport.go.jp/>

（適正取引支援サイト）

振興事業計画

振興事業計画の概要（下請振興法第5条）

- **下請事業者等と、親事業者**は、下請中小企業を振興する事業（※1）について、振興事業計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができる制度。
- **保険の限度額の別枠化、低利融資等の支援措置**を受けられることによって、親事業者と下請事業者による設備投資や事業の共同化を促進。

➤ 承認のポイント

- 振興事業の目標及び内容
- 振興事業の実施時期
- 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率）
下請振興関連保証（57）	承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者たる中小企業者	「下請中小企業振興法」（昭和45年法律第145号）	○振興事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 流動資産担保 0.29%

※1：発注分野の明確化、下請事業者の設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の共同化、その他下請振興に資する事業。

振興基準の改正

改正「振興基準」の規程の整理（項目は法律列挙順）

第1 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

- 1 中小受託事業者の努力
- 2 委託事業者の努力

第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項

- 1 基本契約の締結（旧第8）
- 2 契約条件の明確化及び書面等の交付
- 3 発注の手續事務の円滑化等
- 4 発注分野の明確化
- 5 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化
- 6 発注の安定化、リードタイムの確保等
- 7 納期及び納入頻度の適正化等
- 8 設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化
- 9 取引停止の予告
- 10 知的財産の保護及び取引の適正化（旧第8）

第3 中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

- 1 情報化への積極的対応

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

- 1 中小受託事業者に対する威圧的交渉の禁止（旧第7）
- 2 対価の決定の方法の改善
- 3 代金の支払方法の改善
- 4 納品の検査の方法の改善
- 5 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善
- 6 金型、樹脂型、木型等の型又は治具に係る取引条件の改善
- 7 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

第5 中小受託事業者の連携の推進に関する事項

- 1 振興事業計画（新規追加）
- 2 特定連携事業

第6 中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

- 1 一般的留意事項
- 2 自然災害等への対応に係る留意事項
- 3 事業承継に向けた取組（旧第3）

第7 受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

- 1 受託取引の紛争に関する協議及び紛争解決のあっせん
- 2 受託取引に係る紛争の未然防止及び取引の適正化のための体制整備

第8 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

- 1 業種別ガイドライン及び自主行動計画
- 2 パートナーシップ構築宣言
- 3 計算書類等の信頼性確保
- 4 報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化
- 5 支援施策の活用
- 6 受託取引の機会の創出の促進

前文

本基準は、受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」である。

本基準の目的は、受託取引における中小受託事業者の事業運営の方向性、委託事業者が行う発注の在り方等を示し、受託中小企業の振興を図ろうとするものである。

中小受託事業者の事業活動は、委託事業者の取引方針、発注の在り方に大きな影響を受けるものであり、まず何よりも、委託事業者と中小受託事業者の取引の公正と、これを通じた中小受託事業者の価値向上への意欲の確保と適正な利益の確保が図られなければならない。その上で、委託事業者と中小受託事業者の相互理解と信頼によって、双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層の受託中小企業を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄・互恵的な取引関係の構築を促す必要がある。

このため、委託事業者は、直接の取引先の中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者も含めて、その提供する製品・サービス等の価値や潜在力を長期的かつ広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。更に、需要者（顧客）も含めたサプライチェーン全体での適正取引が実現するよう、直接の取引関係にある委託事業者と中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組が望まれる。

中小受託事業者は、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な利益を得るために、委託事業者に対し発注内容・契約条件の明確化、発注・対価の決定方法の改善を求めて協議・交渉を申し入れるなど、法の適用対象が広いことも有効活用し、個別の取引において本基準の内容・考え方を積極的に活用することが望まれる。また、脱炭素化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の自助努力を行うべきである。

本基準は、中小受託事業者又は委託事業者の事業を所管する省庁（以下「事業所管省庁」という。）の担当大臣その他関係行政機関の長が、法の目的を達成するために行う指導、助言及び勸奨の根拠となる考え方を示すとともに、事業所管省庁が業種別に策定する「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「業種別ガイドライン」という。）の策定又は改定に当たり参照されるものである。また、本基準は、事業者団体等による「自主行動計画」の策定又は改定に当たり主要な要素の一つとして参照されるものである。さらに、委託事業者及び中小受託事業者の望ましい取引慣行の遵守等を事業者の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」のひな形の作成又は改定に当たり参照されることが期待される。

第1 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

2 委託事業者の努力

委託事業者は、中小受託事業者が働き方改革、生産性の向上等に取り組むことができるよう配慮して、中小受託事業者の要請に応じ、中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上並びに経営管理及び人事・労務管理の改善に際し、助言、研修、従業員の派遣等の協力を行うほか、中小受託事業者に対する発注条件、取引条件等を設定するよう努める。また、中小受託事業者の脱炭素化、情報化等を支援し、他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を超えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。その際、脱炭素化に伴うコストは、サプライチェーン全体で負担し、中小受託事業者のみに負担が寄せられないように配慮する。

第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項

2 契約条件の明確化及び書面等の交付

委託事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、中小受託事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用（型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。）、支払手段、支払期日、仕様変更時の追加料金・算定方法等の契約条件について、書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。）による明示及びその交付を徹底する。

6 発注の安定化、リードタイムの確保等

(4) 委託事業者は、発注予定数量を中小受託事業者に提示し、その後、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合には、**下請事業者から要請があったときは、**その費用負担の軽減に配慮しつつ、中小受託事業者と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずるものとする。

8 設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化

(1) 委託事業者は、**契約後に**不当なやり直しや**受領拒否**が生じないよう、発注に際して中小受託事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確にするものとする。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

2 対価の決定の方法の改善

(2) 委託事業者及び中小受託事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。委託事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。

その際、業界慣行に基づく一方的な対価の決定や、従前の対価からの一方的な減額を行ってはならないほか、委託事業者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（令和7年公正取引委員会事務総長通達第13号。以下「取適法運用基準」という。）に違反行為事例として掲げられている「拒否等により委託事業者が協議に応じない例」、「詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例」、「中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例」を行わないことを徹底する。

3 代金の支払方法の改善

(2) 代金の支払は、取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、できる限り現金によるものとする。少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。なお、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む場合には、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者は、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないものとする。

4 納品の検査の方法の改善

(2) 委託事業者は、(1)の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、納品後、速やかに納品に係る目的物等の検査を行うものとする。なお、検査の実施にかかわらず当該目的物を自己の支配下に置いた日を受領日とする。

第5 中小受託事業者の連携の推進に関する事項

1 振興事業計画

委託事業者、中小受託事業者及び当該中小受託事業者から委託を受ける中小受託事業者等は、中小受託事業者の技術の向上、生産性の向上、製品の改善等によって、さらにその先の中小受託事業者等への価格転嫁を含めたサプライチェーン全体での共存共栄を図るものとし、その際、**法第5条第1項の振興事業計画の活用も検討するよう努めるものとする**。また、振興事業計画を作成するに当たっては、以下の内容を満たすものとする。

(1) 振興事業計画の目標

中小受託事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業であること。

(2) 振興事業の実施時期

振興事業計画の実施時期は、原則として1年以上3年以内とすること。

(3) 振興事業に必要な資金の額及び調達方法

株式会社日本政策金融公庫からの借入れ又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業に係る資金の借入れを行う場合にはその旨及び金額を記載すること。

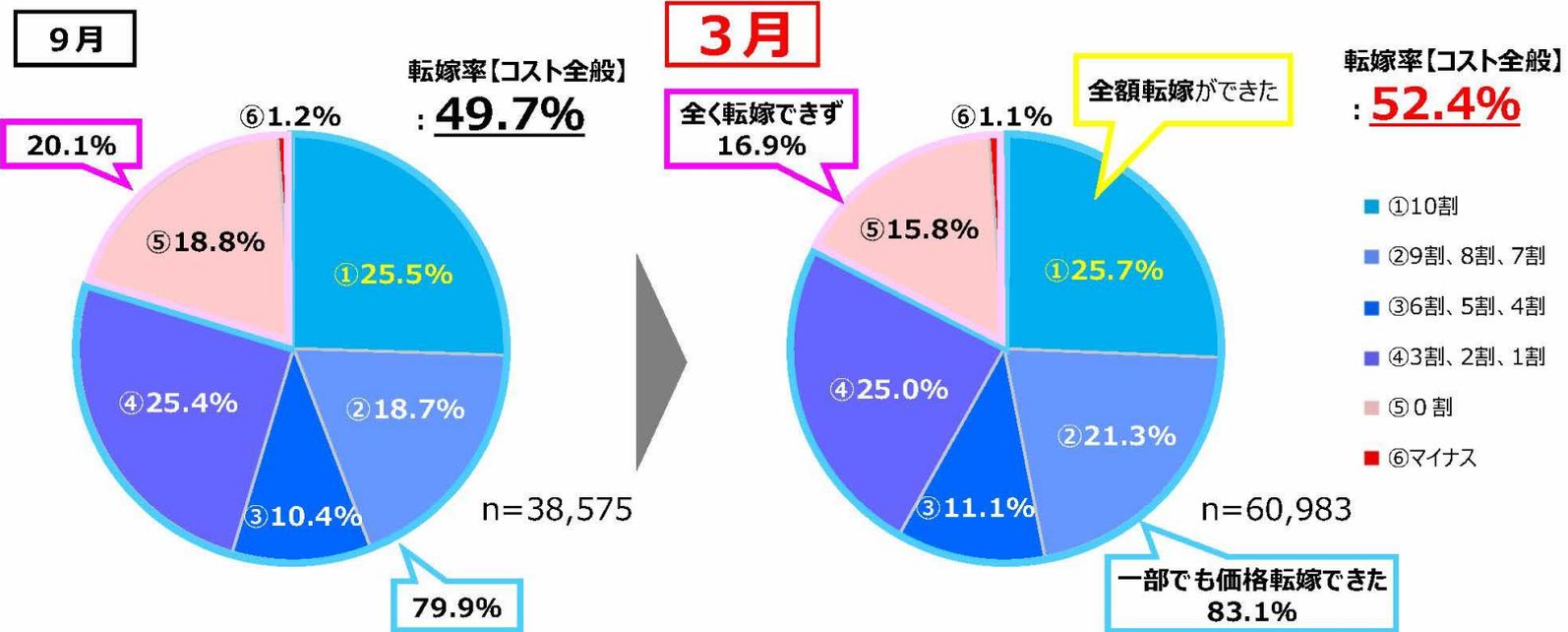
価格交渉促進月間

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は52.4%。昨年9月より約3ポイント増加（前回49.7%→52.4%）。
 - 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から約3ポイント増の83.1%。
 - 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（前回20.1%→16.9%）。
- 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への対策が重要。

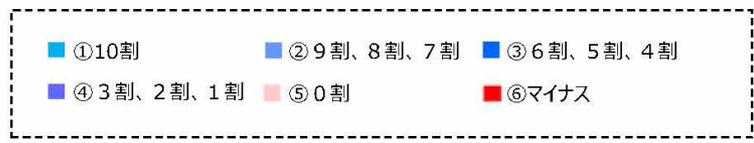
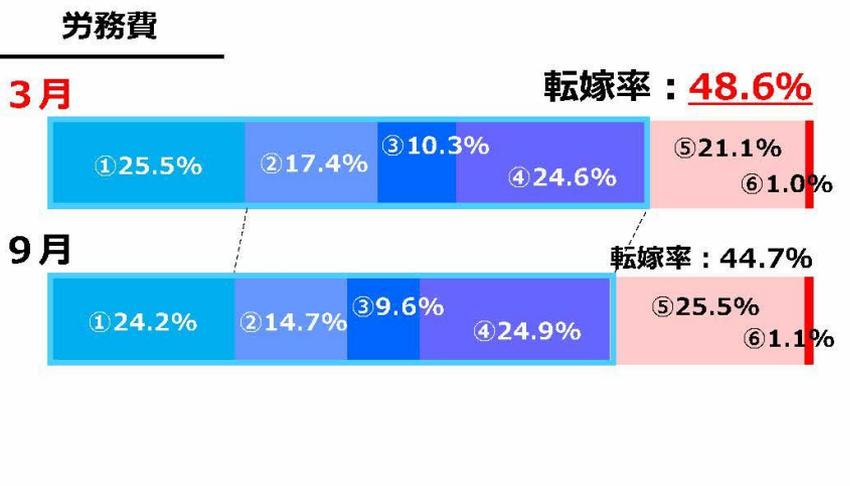
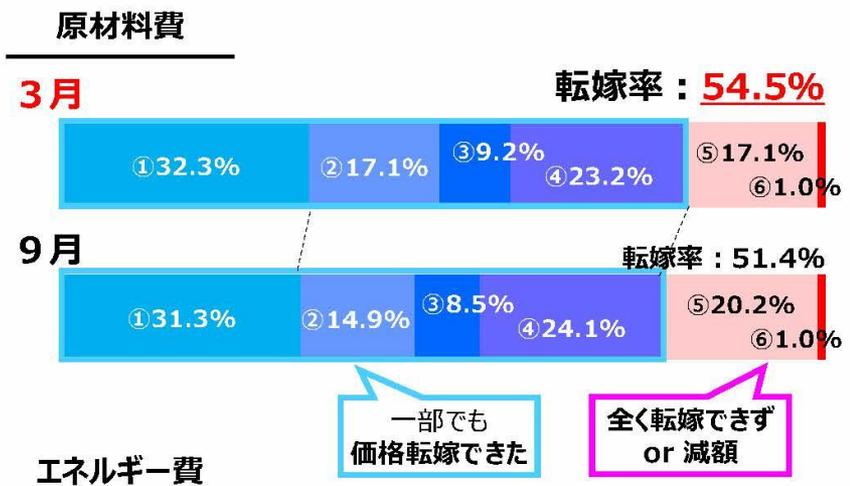
直近6か月間における価格転嫁の状況



価格転嫁の状況②【コスト要素別】

※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

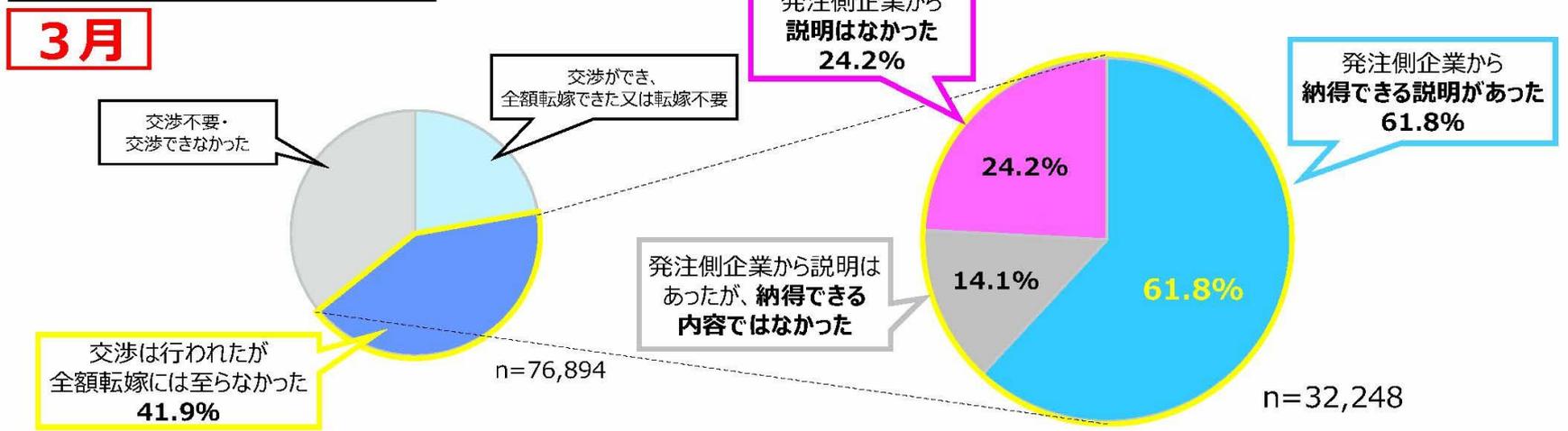
- **労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。**
- **エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。**
- **労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。**



価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の41.9%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割（前回39.6%→38.2%）。
- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する十分な説明も求めていく必要。協議において、必要な説明又は情報の提供をしない、一方的な価格決定を禁止する「中小受託取引適正化法」の周知を徹底していく。

発注側企業からの説明状況



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲コスト上昇を踏まえ、赤字根拠について記入した資料を提出し、**何度も価格交渉を申し入れたが全く応じてもらえなかった。**
- ▲コストアップの根拠を示した価格を提示したが、発注企業側から、**根拠の説明がない価格を一方的に通知された。**

パートナーシップ構築宣言

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義①

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、SDGSの目標と紐付けた活動のPRも可能です。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

パートナーシップ構築宣言とは

宣言するメリット | 宣言の登録 | 会議・イベント | 登録企業リスト | お知らせ | FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる
持続可能な関係を構築するために！

パートナーシップ構築宣言とは

事例集

登録方法

登録

登録企業リスト
現在の登録数
78,937社

お知らせ 2025.09.24

パートナーシップ構築宣言公表要領「2.掲載の取りやめ」に基づき、宣言企業1社の掲載を取りやめました。
公正取引委員会発表

【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



■ロゴマーク

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。



■SDGSアクションプラン2023

SDGsを推進するための具体的な施策を政府がとりまとめた「SDGSアクションプラン2023」において、パートナーシップ構築宣言の推進が、以下の6つの目標に関する施策として登録されています。宣言内容に応じて、これらの目標と紐付けて自社の活動のPRいただくことが可能です。

- 3.すべての人に健康と福祉を
- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10.人や国の不平等をなくそう
- 13.気候変動に具体的な対策を
- 17.パートナーシップで目標を達成しよう



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②

- **コーポレートガバナンス・コード**では、サステナビリティを巡る課題として、「**取引先との公正・適正な取引**」が新たに位置づけられた。
- また、**コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針**においては、**取締役会の役割**として、「**パートナーシップ構築宣言**」の**宣言状況・実行状況を監督**することが新たに位置づけられた。

■コーポレートガバナンス・コード

(東京証券取引所 令和3年6月改訂) 抜粋

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとする**サステナビリティを巡る課題**について、適切な対応を行うべきである。

補充原則2-3① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、**サステナビリティを巡る課題への対応は**、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。

■コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）

(平成29年3月策定・平成30年9月、R4年7月改訂)

※2022年7月19日改訂CGSガイドライン抜粋

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」**を行っているかどうか**についての状況や、宣言している場合にはその**実行状況**について**取締役会が監督**することが有益である。

勞務費轉嫁指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

2023年11月29日
内閣官房・公正取引委員会

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

概要

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法の執行を通じた取引の適正化の取組を更に効果的なものとするため、特定の業種・業界における下請法違反被疑行為について集中的に調査を行い、下請法に違反する行為等が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行う集中調査を新たに実施。

→ 令和7年4月以降、**運送事業者間の取引における下請法違反被疑行為について集中調査**を行い、
運送事業者に対して、**2件の勧告及び530件の指導**を行うとともに、中小企業庁において下請Gメンによるヒアリングを実施した。

主な違反行為の傾向と改善のための取組（指導事例等）

書面の不交付・記載不備

- ・運送業務を委託する際、**発注書面等を交付していなかった。**
- ・運送業務以外の役務（荷待ち、積込み・取卸し等）を委託しているにもかかわらず、委託する際に当該役務を「**提供される役務の内容**」として記載していなかった。

- ✓ 運送業務以外の役務を委託しているにもかかわらず、委託内容として記載していない運送事業者に対して、**具体的に明記**するよう指導。
- ✓ 発注書面等に「**その他一切の附帯業務**」という記載をしていた場合、役務の内容について**運送業務以外の役務を明確にする**よう指導。

買ったたき

- ・コスト上昇局面において、受託側の運送事業者と協議を行うことなく代金を据え置いていた。
- ・受託側の運送事業者が代金の引上げを求めたにもかかわらず、理由を**書面等で回答することなく、代金を据え置いていた。**
- ・委託内容として発注書面等に記載しているにもかかわらず、**運送業務以外の役務について協議を行わず、その代金を支払っていなかった。**

- ✓ 運送事業者に対して、受託側の運送事業者との**十分な価格協議を行う場を設ける**よう指導。
- ✓ 協議の際には、**昨今の労務費等のコスト上昇を考慮し、十分な協議を行った上で代金の額を定める**よう指導。

不当な経済上の利益の提供要請

- ・委託内容として発注書面等に記載していないにもかかわらず、**運送業務以外の役務（荷待ち、積込み・取卸し等）を無償で行わせていた。**
- ・有料道路の利用が必要な運送業務であるにもかかわらず、**有料道路の利用料金**を受託側の運送事業者に負担させていた。

- ✓ 運送業務以外の役務の内容を**運送業務とは区別して定め**、当該役務に係る対価について**十分な協議**を行い、適正な対価を定めて支払うなど、**受託側の運送事業者の利益を不当に害さない**よう指導。

今後の対応等

運送事業者間の取引においては、取適法、トラック法等の関係法令の遵守を徹底し、物流業界全体で事業者間の対等な価格交渉の確保への機運を醸成しながら、取引適正化を進めていくことが求められる。

- ・物流業界の取引適正化を阻害する行為に対して**シームレスに対応**するため、公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省との3省庁で執行情報の共有を行う**連絡会議を定期的**に開催するなど、一層の執行連携に取り組んでいくこととする。
- ・公正取引委員会及び中小企業庁は、取適法に違反する又は違反するおそれのある行為については迅速かつ厳正に対応していくこととする。

運送事業者間の取引における下請法違反被疑事件の集中調査の結果について

令和7年12月23日
公正取引委員会
中小企業庁

1 集中調査の実施等について

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）に違反する疑いのある行為を行っている事業者に対して、連携して調査を行い、違反が認められた場合には、勧告、公正取引委員会に対する措置請求、指導等の措置を迅速かつ厳正に行っている。

今般、公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法の執行を通じた取引の適正化の取組を更に効果的なものとするため、特定の業種・業界における下請法違反被疑行為について集中的に調査を行い、下請法に違反する又は違反するおそれのある行為が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行う新たな取組を実施した。

この取組の一つとして、公正取引委員会及び中小企業庁は、令和7年4月以降、運送事業者間の取引において行われている下請代金（以下「代金」という。）等に係る下請法違反被疑行為について集中的に調査を行い、運送事業者に対して、2件の勧告（令和7年12月4日及び同年12月12日にそれぞれ措置済み）及び530件の指導を行った。勧告及び指導事例の概要は別紙1のとおりである。

また、中小企業庁では全国に下請Gメンを配置して中小企業に対しヒアリングを行っており、運送事業者間の取引に関して、中小企業である運送事業者からのヒアリングで聴取した主な意見は別紙2のとおりである。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）〔本文及び別紙1について〕 中小企業庁事業環境部取引課 電話 03-3501-1732（直通）〔別紙2について〕
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/ https://www.chusho.meti.go.jp/

2 主な違反行為の傾向

(1) 書面の不交付・記載不備について

運送事業者が、下請事業者（以下「受託側の運送事業者」という。）に対して運送業務を委託する場合には、取引条件を記載した発注書面等を交付する義務があるが、発注書面等を交付していなかった書面の不交付の事例が複数あった。

また、発注書面等を交付していた場合でも、荷待ち、積込み・取卸し等の運送業務以外の役務を委託しているにもかかわらず、発注時に当該役務を「提供される役務の内容」として記載していなかった記載不備の事例が複数あった。

本集中調査で確認した限りでは、運送事業者が取引条件を記載した発注書面等を交付する際に、運送業務以外の役務を運送業務と区別して記載していない事例が多く、その要因としては、運送業界全体において、「荷待ち、積込み・取卸し等の役務も運送業務の一部である」という商慣習が根強く残っていることが考えられる。

(2) 買ったたきについて

昨今の労務費やエネルギーコスト等の上昇により、運送に係るコストが上昇しているにもかかわらず、運送事業者が、受託側の運送事業者と協議を行うことなく代金を据え置いていた事例や、受託側の運送事業者が代金の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を発注書面等で受託側の運送事業者に回答することなく、代金を据え置いていた事例が複数あった。

また、運送事業者が、運送業務以外の役務を運送業務と一体であるとみなして、「運送業務及びその他附帯する業務」といったように委託内容を記載した上で、運送業務以外の役務について受託側の運送事業者と十分な協議を行わず一方的に代金を決定し、本来支払うべき運送業務以外の役務に係る代金を支払っていなかった事例もあった。

代金を決定する際に代金が据え置かれていた事例が多かった要因としては、受託側の運送事業者から協議を求めにくいことや、協議が行われた場合でも意見が言いにくいことが考えられる。

(3) 不当な経済上の利益の提供要請について

運送事業者が発注時に委託内容として発注書面等に記載していないにもかかわらず、受託側の運送事業者に対して、無償で、荷待ち、積込み・取卸し等の運送業務以外の役務を行わせていた事例が複数あったほか、有料

道路の利用が必要な遠距離運送業務において、有料道路の利用料金を受託側の運送事業者負担させていた事例もあった。

運送事業者が無償で運送業務以外の役務を行わせていた要因としては、受託側の運送事業者に支払う運送業務の対価に運送業務以外の役務の対価も含まれているとして、無償で行わせることが商慣習化していることがうかがえた。また、発荷主から運送業務以外の役務に係る対価が支払われていないことが、受託側の運送事業者は無償で当該役務を行わせている要因であることを挙げる運送事業者も多数みられた。

3 違反行為に対する改善のための取組

(1) 書面の不交付・記載不備について

運送事業者に対し、取引条件を記載した発注書面等に運送業務以外の役務の委託内容を全く記載していなかった場合、荷待ち、積込み・取卸し等の運送業務以外の役務が生じる時には具体的に明記するよう指導し、また、発注書面等に「その他一切の附帯業務」といった記載をしていた運送事業者に対しては、役務の内容について運送業務以外の役務を明確にするよう指導を行った。

(2) 買ったたきについて

運送事業者から一方的に代金の決定が行われていた場合や、代金の額の決定に当たり十分な協議が行われていなかった場合には、運送事業者に対し、受託側の運送事業者との価格協議を行う場を設けるようにすること、また、その際には昨今の労務費等のコスト上昇を考慮し、十分な協議を行った上で代金の額を定めるよう指導を行った。

令和8年1月1日から施行される「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（下請法の改正法（令和7年法律第41号）による改正後の法律。以下「取適法」という。）では、委託事業者の禁止行為として「協議に応じない一方的な代金決定」が追加されるため、委託事業者は中小受託事業者からの価格協議に応じない場合は取適法上問題となり得ることにも留意する必要がある。

(3) 不当な経済上の利益の提供要請について

運送事業者に対し、運送業務以外の役務の内容を運送業務とは区別して定め、当該役務に係る対価について十分な協議を行い、適正な対価を定めて支払うよう指導を行った。

本集中調査においては、運送業務以外の役務に関する記載不備が複数み

られたが、発注時に運送業務以外の役務について運送業務と区別して委託内容を記載することで、買ったときや不当な経済上の利益の提供要請の未然防止にもつながるため、運送事業者においては、取引条件を記載した発注書面等を交付する義務を遵守し、適切に交付することが重要である。

また、取適法では、適用対象となる取引に特定運送委託が追加され、発荷主から直接運送事業者に委託する運送も同法の適用対象となるため、発荷主及び運送事業者の双方において法令遵守の徹底に取り組む必要があると考えられる。

4 今後の対応

運送事業者間の取引における下請法違反被疑行為について集中的に調査を行った本集中調査の過程においては、貨物自動車運送事業法（以下「トラック法」という。）上も問題となり得ると考えられる事例も散見された。

運送事業者間の取引においては、取適法、トラック法等の関係法令の遵守を徹底し、物流業界全体で事業者間の対等な価格交渉の確保への機運を醸成しながら、取引適正化を進めていくことが求められる。

公正取引委員会及び中小企業庁は、今回の調査・指導の結果を踏まえ、事業所管省庁と更なる連携を図りながら、引き続き、運送事業者間の取引の適正化に向けて、違反する又は違反するおそれのある行為については、取適法に基づき迅速かつ厳正に対応していくこととする。

また、その一環として、公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省は、物流業界の取引適正化を阻害する行為に対して取適法・トラック法を活用してシームレスに対応するために、3省庁で執行情報の共有を行う連絡会議を定期的開催し、一層の執行連携に取り組んでいくこととする。

以上

別紙 1

勧告及び指導事例の概要

1 勧告事例の概要

事業者名	行為の概要	関係法条 措置日
南日本運輸倉庫株式会社	<p>南日本運輸倉庫株式会社は、自社が荷主から請け負う食品の運送の全部又は一部を他の運送事業者に委託しているところ、令和6年6月から令和7年9月までの間、次のア及びイの行為により、代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「元請管理手数料」等の額を代金の額から差し引き又は支払わせていた。</p> <p>イ 前記アの額を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料の額を支払わせていた。</p> <p>減額金額は、受託側の運送事業者6名に対し、総額1896万4276円である。</p>	第4条第1項第3号 (減額) (令和7年12月4日)
センコー株式会社	<p>センコー株式会社は、荷主から請け負う貨物の運送を他の運送事業者に委託しているところ、</p> <p>ア 令和4年12月から令和7年11月までの間、受託側の運送事業者17名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で荷積み及び荷卸し並びにその他運送に附帯する業務を行わせることにより、受託側の運送事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>イ 令和4年12月から令和6年3月までの間、自社が貨物の荷積み又は荷卸しの準備を終えていなかったなど自社の都合により、受託側の運送事業者19名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で貨物の受渡しのための待機を長時間行わせることにより、受託</p>	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請) (令和7年12月12日)

	側の運送事業者の利益を不当に害していた。	
--	----------------------	--

2 指導事例の概要

以下の指導事例については、関係法条に違反する行為として指導したもののほか、違反するおそれのある行為として指導したものも含まれる。

行為の概要	関係法条
運送業を営むA社は、自ら請け負った食品の運送業務を他の運送事業者に委託する際、発注書面等を交付していなかった。	第3条 (書面不交付)
運送業を営むB社は、自ら請け負った食品の運送業務を他の運送事業者に委託する際、一部の受託側の運送事業者に対し、時間がないことを理由に電話により発注を行い、発注書面等を交付していなかった。	第3条 (書面不交付)
運送業を営むC社は、自ら請け負った食品等の運送業務を他の運送事業者に委託する際、委託内容に運送業務に加えて運送先における貨物の開封作業や仕分作業等の役務も含まれていたにもかかわらず、発注書面等にこれらの役務の内容を記載していなかった。	第3条 (記載不備)
運送業を営むD社は、自ら請け負った精密機器等の運送業務を他の運送事業者に委託する際、受託側の運送事業者に荷待ち、積込み・取卸しをさせていたにもかかわらず、運送業務以外の役務の内容は基本契約書等に記載するのみで、個々の発注書面等には記載していなかった。	第3条 (記載不備)
運送業を営むE社は、自ら請け負った化学品等の運送業務を他の運送事業者に委託する際、運送業務に加えて積込み・取卸しの役務も委託していたにもかかわらず、運送業務と積込み・取卸しは一体のものであると考え、発注書面等に提供される役務の内容に積込み・取卸しが含まれる旨を記載していなかった。	第3条 (記載不備)
運送業を営むF社は、自ら請け負った食品の運送業務を他の運送事業者に委託する際、運送業務以外に、自社での製造業務の補助、待機、仕分作業の役務が含まれていたにもかかわらず、「運送業務及びその他附帯する業務」といったように委託内容を記載し、当該附	第4条第1項第5号 (買ったたき)

<p>帯する業務の対価は運送業務の対価に含まれているとして、当該附帯する業務の対価について受託側の運送事業者との間で十分に協議を行うことなく一方的に価格を決定し、本来支払うべき代金より低い代金の額を定めていた。</p>	
<p>運送業を営むG社は、自ら請け負った貨物の運送業務を他の運送事業者へ委託する際、昨今の労務費、エネルギーコスト等の上昇により、受託側の運送事業者の運送に係るコストが著しく上昇しているにもかかわらず、定期的に委託している一部の運送事業者のみ代金の額を引き上げたが、大半の受託側の運送事業者との間では協議を行うことなく、価格を据え置いていた。</p>	<p>第4条第1項第5号 (買ったたき)</p>
<p>運送業を営むH社は、自ら請け負った運送業務を他の運送事業者へ委託する際、受託側の運送事業者から要請があった場合には受託側の運送事業者と協議を行い、代金の額を引き上げていたが、受託側の運送事業者から要請がない場合には価格を据え置き、自ら価格協議の場を設けることもしていなかった。また、価格協議の結果、価格が据置きとなった場合に、その理由を書面等の記録に残る形で回答していなかった。</p>	<p>第4条第1項第5号 (買ったたき)</p>
<p>運送業を営むI社は、自ら請け負った運送業務を他の運送事業者へ委託する際、フォークリフトを使って積み込み・取卸しを行わせることがあるものの、その対価は運送業務の対価に含まれているという認識の下、受託側の運送事業者へ積み込み・取卸しを無償で行わせていた。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>運送業を営むJ社は、自ら請け負った海運貨物の運送業務を他の運送事業者へ委託する際、荷待ちが常態化しており、荷待料を求めたら顧客との関係性が築けず商売にならないこと、顧客から荷待ちの対価が支払われていないこと等を理由に、受託側の運送事業者へ荷待ちを無償で行わせていた。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>運送業を営むK社は、自ら請け負った海運貨物の運送業務を他の運送事業者へ委託する際、荷待ちは天候が要因であること、荷主等から荷待ちの対価を支払っ</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>

<p>てもらえないことを理由として、受託側の運送事業者 に荷待ちを無償で行わせていた。</p>	
<p>運送業を営むL社は、自ら請け負った食品・飲料の 運送業務を他の運送事業者に委託する際、積み込み・取 卸しの対価は、昔からの慣行で運送業務の対価に含ま れていると考えていることや、積み込み・取卸しの対価 を自社が荷主に請求したらその後に荷主から注文をも もらえない懸念があることを挙げ、受託側の運送事業者 に積み込み・取卸しを無償で行わせていた。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利 益の提供要請)</p>
<p>運送業を営むM社は、自ら請け負った食品の運送業 務を他の運送事業者に委託する際、発地から自社倉庫 を経由して着地まで運送させていたにもかかわらず、 発地から着地まで直行して運送した場合の対価のみを 支払い、受託側の運送事業者に自社倉庫を経由する分 の運送業務を無償で行わせていた。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利 益の提供要請)</p>
<p>運送業を営むN社は、自ら請け負った紙製品の運送 業務を他の運送事業者に委託する際、有料道路の利用 が必要な一部の遠距離運送業務について、受託側の運 送事業者が利用した有料道路の利用料金を受託側の運 送事業者負担させていた。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利 益の提供要請)</p>

別紙 2

中小企業庁下請Gメンヒアリングの主な聴取内容

以下の聴取内容については、あくまで一方の取引当事者（受託側の運送事業者）からのヒアリング内容をまとめたものであり、調査を行って違反する又は違反するおそれのある行為を認定したのではない。

聴取内容	関係法条
発注書面等で合意することなく、振込手数料分を代金の額から差し引いて支払われた。	第4条第1項第3号 (減額)
代金の協議を申し入れたが、その後、1年間にわたって、担当者が一切口を聞いてくれなかった。その後、委託側の運送事業者の担当者が替わり代金の改定を申し入れたが、未だ回答はない。	第4条第1項第5号 (買ったたき)
人件費等が急騰したことを理由に代金の引上げを申し入れたが、委託側の運送事業者の担当者から「不満があるならやめてもらっても構わない」との返答があり、話し合いに応じてくれなかった。それ以来、失注を恐れて、価格協議を申し入れることができていない。	第4条第1項第5号 (買ったたき)
コロナ禍で積荷が減少したため、運賃について最低保証額を設定してほしいと申し入れたが、全く聞く耳を持ってくれなかった。	第4条第1項第5号 (買ったたき)
配送センターにおいて、荷崩れ防止のラップを巻く作業を求められるが、この作業の対価は支払われていない。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)
配送センターにおいて、運送する対象物の仕分作業を求められるが、この作業の対価は支払われていない。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)
配送センターにおいて、荷物の積み込み作業を求められる。荷物の特性上、積み込み作業に1時間～2時間半程度の時間を要するが、この作業の対価は支払われていない。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)
契約書では、積荷の仕分作業は委託側の運送事業者が行うと規定されているにもかかわらず、一部の配送センターでは、受託側の運送事業者が積荷の仕分作業を行うことが常態化している。積荷の仕分作業には1時間程度かかるが、この作業の対価は支払われていない。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)

<p>契約書には「指定する場所まで納品」と記載されており、積荷の仕分作業及び棚入れといった作業についての記載はない。それにもかかわらず、納品先において積荷の仕分作業及び棚入れ作業を行うことを求められるが、この作業の対価は支払われていない。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>配送センターにおいて、フォークリフトによる積込み作業を求められるが、この作業の対価は支払われていない。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>配送センターにおいて、バラバラに置いてある荷物を集めてパレットに載せる作業、フォークリフトで荷物をトラックに積み込む作業を求められるが、これらの作業の対価は支払われていない。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>運送の際に利用した高速道路利用料金の実費が支払われず、割引料金でしか支払われていない。そのため、高速道路利用料金の実費と割引料金の差額を負担させられている。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>配送センターにおいて、積込みに際し4時間、取卸しに際し1時間～2時間それぞれ待機させられているが、この待機時間の対価は支払われていない。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>契約外の作業として、着地における館内配布作業と空ケースの回収作業を行うよう求められる。また、繁忙期は、委託側の運送事業者の配送センターにおける仕分作業に時間がかかり、1時間程度の待機時間が発生することがある。しかしながら、これらについての対価は支払われていない。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>荷物の破損が発生した時に原因調査を行うことなく、一方的に破損責任を押し付けられ、破損した荷物の買取りを要求される。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>